平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
１	９月　３日	火	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
２	９月　４日	水	休　　会	
３	９月　５日	木	休会（発言通告締切午後５時まで）	
４	９月　６日	金	休　　会	
５	９月　７日	（土）		
６	９月　８日	（日）		
７	９月　９日	月		
８	９月　10日	火	質疑・一般質問	
９	９月　11日	水	質疑・一般質問・委員会付託	
１０	９月　12日	木	本会議なし	建設経済
１１	９月　13日	金		福祉厚生
１２	９月　14日	（土）	休　　会 （敬老の日）	
１３	９月　15日	（日）		
１４	９月　16日	（月）		
１５	９月　17日	火	本会議なし	総務文教
１６	９月　18日	水		議会運営
１７	９月　19日	木	休　　会	
１８	９月　20日	金	委員長報告･討論･採決･閉会	

平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会

目　次

第１号（９月３日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 4

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第76号～議案第85号
認定第１号～認定第13号
報告第８号～報告第12号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第76号（本多総務部長）…… 8

（２）議案第77号（有働市民福祉部長）…… 9

（３）議案第78号（有働市民福祉部長）…… 9

（４）議案第79号（木村教育部長）…… 10

（５）議案第80号（本多総務部長）…… 10

（６）議案第81号（有働市民福祉部長）…… 12

（７）議案第82号（有働市民福祉部長）…… 12

（８）議案第83号（荒木市民医療センター事務部長）…… 13

（９）議案第84号（幸村環境部長）…… 14

(10) 議案第85号（池田副市長）…… 15

(11) 認定第１号（本多総務部長）…… 16

(12) 認定第２号（坂梨市民福祉部次長）…… 16

(13) 認定第３号（坂梨市民福祉部次長）…… 17

(14) 認定第４号（幸村環境部長）…… 17

(15) 認定第５号（坂梨市民福祉部次長）…… 18

(16) 認定第６号（宮本水道局長）…… 18

(17) 認定第７号（栃原農林部長）…… 19

(18) 認定第８号（栃原農林部長）…… 19

(19) 認定第９号（栃原農林部長）…… 20
(20) 認定第10号（栃原農林部長）…… 20
(21) 認定第11号（宮本水道局長）…… 20
(22) 認定第12号（荒木市民医療センター事務部長）…… 21
(23) 認定第13号（幸村環境部長）…… 22
(24) 報告第８号（本多総務部長）…… 23
(25) 報告第９号（本多総務部長）…… 23
(26) 報告第10号（早田総務部次長）…… 24
(27) 報告第11号（栃原農林部長）…… 25
(28) 報告第12号（栃原農林部長）…… 26
10. 散　会 …… 26

第２号（９月10日）

１．議事日程 …… 29
２．本日の会議に付した事件 …… 29
３．出席議員 …… 30
４．説明のため出席した者 …… 30
５．事務局職員出席者 …… 31
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 32
（１）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 32
〇堀田教育長答弁 …… 34
（２）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 35
〇堀田教育長答弁 …… 35
（３）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 35
〇本多総務部長答弁 …… 36
（４）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 37
〇堀田教育長答弁 …… 38
（５）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 39
〇堀田教育長答弁 …… 39
（６）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 39
〇中嶋市長答弁 …… 41
（７）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 42
〇中嶋市長答弁 …… 42
（８）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 43

○中嶋市長答弁 …… 44
（９）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 45
(10) 服部　香代君一般質問 …… 46
○有働市民福祉部長答弁…… 47
(11) 服部　香代君一般質問 …… 48
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 49
(12) 服部　香代君一般質問 …… 50
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 50
(13) 服部　香代君一般質問 …… 51
(14) 冨田　弘海君一般質問 …… 51
○中嶋市長答弁 …… 52
(15) 冨田　弘海君一般質問 …… 53
○栃原農林部長答弁 …… 54
(16) 冨田　弘海君一般質問 …… 55
○栃原農林部長答弁 …… 55
(17) 冨田　弘海君一般質問 …… 56
○栃原農林部長答弁 …… 56
(18) 冨田　弘海君一般質問 …… 57
(19) 稲葉　昇君一般質問 …… 57
○早田総務部次長答弁 …… 58
(20) 稲葉　昇君一般質問 …… 59
○早田総務部次長答弁 …… 60
(21) 稲葉　昇君一般質問 …… 60
○中嶋市長答弁 …… 61
(22) 稲葉　昇君一般質問 …… 62
(23) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 62
○本多総務部長答弁 …… 63
○緒方建設部長答弁 …… 64
(24) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 65
７．散　会 …… 66

第３号（９月11日）

１．議事日程 …… 69
２．本日の会議に付した事件 …… 69

３．出席議員 …… 69
４．説明のため出席した者 …… 70
５．事務局職員出席者 …… 71
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 72
（１）北原　昭三君一般質問 …… 72
〇熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 73
（２）北原　昭三君一般質問 …… 74
〇有働市民福祉部長答弁 …… 75
（３）北原　昭三君一般質問 …… 75
〇有働市民福祉部長答弁 …… 76
（４）北原　昭三君一般質問 …… 77
〇有働市民福祉部長答弁 …… 77
（５）北原　昭三君一般質問 …… 78
〇有働市民福祉部長答弁 …… 79
（６）北原　昭三君一般質問 …… 79
〇本多総務部長答弁 …… 80
〇有働市民福祉部長答弁 …… 81
（７）吉本　政幸君一般質問 …… 82
〇栃原農林部長答弁 …… 83
（８）吉本　政幸君一般質問 …… 85
〇本多総務部長答弁 …… 86
（９）吉本　政幸君一般質問 …… 88
(10) 丸山　康昭君一般質問 …… 88
〇木村教育部長答弁 …… 89
(11) 丸山　康昭君一般質問 …… 90
〇堀田教育長答弁 …… 91
(12) 丸山　康昭君一般質問 …… 92
〇堀田教育長答弁 …… 92
(13) 永田　紘二君一般質問 …… 93
〇本多総務部長答弁 …… 94
〇有働市民福祉部長答弁 …… 95
〇栃原農林部長答弁 …… 96
〇戸次商工観光部長答弁 …… 97
〇緒方建設部長答弁 …… 98

○幸村環境部長答弁 …… 98
○荒木市民医療センター事務部長答弁 …… 99
○木村教育部長答弁 …… 100
(14) 永田　紘二君一般質問 …… 101
○堀田教育長答弁 …… 101
(15) 永田　紘二君一般質問 …… 102
○中嶋市長答弁 …… 104
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 104
7．日程第２　委員会付託 …… 105
8．散　会 …… 105

第４号（９月20日）

1．議事日程 …… 109
2．本日の会議に付した事件 …… 110
3．出席議員 …… 111
4．説明のため出席した者 …… 112
5．事務局職員出席者 …… 112
6．日程第１　議案第76号～議案第85号
認定第１号～認定第13号
請願第１号、陳情第２号 …… 113
7．各委員長の報告 …… 114
（1）建設経済常任委員長報告 …… 114
（2）福祉厚生常任委員長報告 …… 116
（3）総務文教常任委員長報告 …… 118
8．質　疑 …… 120
9．討　論 …… 120
10．採　決 …… 120
11．日程第２　特別委員会の設置について …… 121
（議会の活性化に関する特別委員会）
12．日程追加　日程第３　議員提出議案第１号
意見書案第１号～意見書案第３号 …… 123
13．提案理由の説明 …… 123
議員提出議案第１号（藤原　豊君）…… 123
14．意見書案第１号～意見書案第３号（職員朗読）…… 123

15. 質　疑 …… 129
16. 討　論 …… 129
17. 採　決 …… 129
18. 閉　会 …… 130

９月３日（火曜日）

平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成25年９月３日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第76号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第77号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第78号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市学校施設整備基金条例

議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）

議案第81号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第82号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第83号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第84号　工事請負契約の締結について

議案第85号　人権擁護委員の推薦について

認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成24年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成24年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成24年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第11号　平成24年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第12号　平成24年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第13号　平成24年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

報告第８号　平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第９号　平成24年度山鹿市一般会計継続費精算の報告について
報告第10号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第11号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第12号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君

教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原弘文君
水道局長	宮本稔君
税務課長	阿蘇品元晴君
福祉課長	野田勝年君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方栄君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（藤原　弘君）

ただいまから平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

おはようございます。

本日ここに、平成25年９月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、全員ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、異常気象が常態化しているような昨今にあって、今年の夏は最高気温の更新が見られるなど猛暑日が続きました。また、一方では山陰地方や東北地方において、時間雨量百数十ミリという集中豪雨により、甚大な被害がもたらされております。さらに昨日は、関東地方で竜巻による被害も発生しております。被災された皆様方には心からお見舞い申し上げますとともに一刻も早い復興、復旧を願うものであります。幸い、本市におきましては、このような甚大な被害は発生しておりませんが、週末に接近しております台風17号には、十分な警戒が必要であると思います。また、恒例の山鹿灯籠まつりや鹿本招魂祭、きくか夏まつりは天候にも恵まれ、市内外からの多くの皆様をお迎えし、盛況のうちに終了することができました。これもひとえに市民の皆様の力強いお支えの賜物であると大変ありがたく、心から感謝いたしますとともに関係各位のご協力に、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会において、ご審議いただきます議案は、条例４件、予算４件、人事案件１件、その他１件で認定が13件、報告が５件であります。

これらの諸議案につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。お世話になります。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原　弘君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において北原　昭三君、

芹川　正美君を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（藤原　弘君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月20日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

○

日程第３　議案第76号～議案第85号
認定第１号～認定第13号
報告第８号～報告第12号

○議長（藤原　弘君）

日程第３、議案第76号から報告第12号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第76号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第77号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第78号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第79号　山鹿市学校施設整備基金条例
議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）
議案第81号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第82号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第83号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第84号　工事請負契約の締結について
議案第85号　人権擁護委員の推薦について
認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成24年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成24年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成24年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成24年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成24年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成24年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第８号　平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第９号　平成24年度山鹿市一般会計継続費精算の報告について
報告第10号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第11号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第12号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

おはようございます。

議案第76号　山鹿市税条例の一部改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたため、提案するものであります。改正条文でわかりにくいため主な改正内容について説明をさせていただきます。

１点目は、個人住民税の年金特別徴収の中止要件の見直しであります。賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においては、公的年金からの特別徴収を中止することとされておりましたが、これを継続することとするものです。

２点目は、特別徴収税額の算定方法の見直しであります。公的年金から徴収する個人住民税の税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の年税額の２分の１に相当する額とするものです。

３点目は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたこと。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたこと。条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴います所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成28年１月１日から施行し、その他必要な経過措置を定めることといたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

おはようございます。

議案第77号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたため提案するものであります。

改正内容は、議案第76号でご説明申し上げました３点目と同様に上場株式等に係る配当所得の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたこと。

次に、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等に改組されたこと。

次に、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成29年１月１日から施行し、その他必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第78号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

母子家庭等医療費助成制度は、母子家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に母子家庭等の医療費をその所得区分に応じて、全額もしくは３分の２の助成をしようとするものでございます。この助成制度の対象者については、同様の目的により設けられた児童扶養手当制度に準じた運用をしてまいりました。児童扶養手当制度においては、平成24年８月の児童扶養手当施行令の改正により、父または母の配遇者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による命令を受けた場合もその支給対象とすることと改正されました。

助成対象者について、児童扶養手当制度に準じた取り扱いを行ってきました母子家庭等医療費助成制度についても、その配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第１項の規定による命令を受けた者をその助成の対象者として追加するため今回助成の条例の改正を行うものでございます。

それでは、条文により、ご説明申し上げます。

まず、用語の定義を行う第２条において、その第１項母子家庭の母の説明に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第１項に基づく命令、すなわち配偶者からの身体に対する暴力を受けた者で重大な危害を受ける恐れが大きいときに裁判所からその配偶者が６月間の身辺へのつきまとい等の禁止及び２月間の住居からの退去等の命令を受けた女子を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

おはようございます。

議案第79号　山鹿市学校施設整備基金条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて取得した建物等の有償貸し付けに当たって、当該補助金等に係る国庫納付金に相当する額を学校施設の整備に要する経費の財源の確保を目的とした基金に積み立てるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、議案によりご説明申し上げます。

まず、第１条は、設置として山鹿市立の学校の施設の整備に要する経費の財源を確保するため、山鹿市学校施設整備基金を設置するとしております。

次に、第２条は、積み立てとして基金に積み立てる額は、歳入歳出額で定める額としております。これにつきましては、公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて取得した建物の有償貸し付けに当たって当該補助金等に係る国庫納付金に相当する額を基金として積み立てるものでございます。

以下、第３条から第６条までの各条文におきまして、管理、運用益金の処理、処分及び委任について規定をしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）について、説明いたします。

１ページをお開きください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出の予算の総額に１億2063万6000円を追加し、総額を284億1791万円とするものであります。補正予算の主なものにつきまして、説明をいたします。

12ページをお開きください。

（款）の総務費、（目）の地域振興費の補正額39万2000円は、鹿央地域における農産加工品の開発、商品化を通じて活力ある地域づくりとコミュニティーの強化を目指すものであります。本事業は、熊本県との一体的な取り組みに関する協定書に基づき、熊本県地域づくりチャレンジ推進事業交付金により実施するものであります。

次のページ、（款）民生費、（目）の高齢者福祉総務費の中にあります管理経費345万円は、平成21年３月に譲渡いたしました養護老人ホーム「福寿荘」に係るアスベスト等の除去を行うものです。当該市有財産売買契約書に基づき、その処理費用等を負担するものであります。

14ページをお開きください。

（款）衛生費、（目）の環境対策費の補正額2470万2000円は農業集落排水処理区域の見直しにより、浄化槽設置事業の重点地区拡張に伴うものであります。

15ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）の農業振興費の補正額は、935万円であります。元気いきいき地域再生支援事業128万3000円は、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業を活用し、クリの里として県内外に広くアピールし、消費拡大を図るものであります。

次の６次産業化総合支援事業25万円は、県のくまもとの６次産業化総合対策事業の補助採択を受け、消費者ニーズを踏まえた、新たな農産加工品の開発を支援するものであります。実施主体は、株式会社小栗郷であります。農産物生産振興事業271万7000円は、ワイン用ブドウの産地として知名度向上とブランド確立に向けて、作付面積の増加、生産拡大を図るものであります。

農業担い手支援事業510万円は、人・農地プランにおける農地集積推進事業協力者の増加によるものであります。

（目）畜産業費の補正額499万5000円は、県の環境保全型農業総合支援事業の採択を受け、畜産農家と耕種農家が連携し、家畜排せつ物の適正処理と利用促進を図るものであります。

16ページをお開きください。

（款）商工費、（目）の商工総務費の補正額152万4000円は、県の緊急雇用創出基

金事業の追加内示により、株式会社プラザコンダクターにおいて雇用拡大を図るものであります。周辺地区の農産物や加工品を中心部に集荷・販売することで、農業所得の向上と地域情報の発信を図るものであります。

次の（目）商工振興費の補正額150万円は、企業誘致候補地として、既存の工業団地内の未利用地の取得に向けて調査等を行うものでございます。

その下の（目）観光費の補正額123万8000円は、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業を活用し、さくら湯、八千代座を核に灯籠踊りを初めとする郷土芸能を披露しながら風情ある空間づくりにより、来訪者の満足度向上を目指すものであります。

次の（款）土木費、（目）の都市計画総務費の補正額200万円は、山鹿市景観条例に基づく、まちなみ整備事業の追加申請によるものであります。

17ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）の教育委員会費の補正額44万3000円は、廃校施設の貸し付けに当たり、補助金適正化法に基づき、学校施設整備基金に積み立てるものであります。

次の（目）小学校管理費の補正額16万6000円及び中学校管理費の補正額362万2000円は、市内各小学校各部の全国大会等への出場を支援するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第81号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億998万9000円を追加し、総額を81億1500万6000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、ご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

（款）諸支出金、（目）償還金の補正額１億998万9000円につきましては、平成24年度に交付を受けた国庫支出金等に係る精算返納金でございます。財源は、一般財源です。

続きまして、議案第82号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6135万6000円を追加し、総額を60億3576万5000円とするものです。補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、ご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費の補正額3300万円は、第５期介護保険事業計画変更に基づく、地域密着型サービス拠点の整備及び開設準備を行うものです。財源は、国の交付金によって県に造成された介護基盤緊急整備等臨時特例基金でございます。

次に、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額2835万6000円は、平成24年度の介護給付費等の確定に伴います国・県支出金及び支払基金交付金に係る精算返納金でございます。財源は、繰越金です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［山鹿市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

おはようございます。

議案第83号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、地域救急医療拠点病院等設備整備事業の実施による県補助金の内示を受け、医療機器の整備を行うため補正をお願いするものでございます。

以下、議案によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

第１条は、総則でございます。

第２条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、資本的収入でございます。収入の第１款　資本的収入の既決予定額に2200万円を加え、総額を２億3658万8000円とするものでございます。

次に、資本的支出でございます。

支出の第１款　資本的支出の既決予定額に2200万円を加え、総額を４億6523万2000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条は、企業債でございます。

医療機器整備事業の増額に伴い、起債の限度額を補正するものであります。起債

の目的等は記載のとおりでございます。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容につきまして、補正予算実施計画により、ご説明いたします。

５ページをお願いいたします。

資本的収入の（款）資本的収入、（項）企業債、（目）病院事業債の補正予定額1100万円は、医療機器整備事業に係る企業債を増額するものであります。同じく（項）県補助金、（目）県補助金の補正予定額1100万円は、熊本県地域救急医療拠点病院等設備整備事業費補助金でございます。

次に、資本的支出の（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）器械備品費の補正予定額2200万円は、地域救急医療拠点病院等設備整備事業に係る医療機器の整備に要する経費でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

おはようございます。

議案第84号　工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、農業集落排水事業の米田東部地区処理施設建設に伴う機械設備工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり提案するものでございます。

契約の目的は、米田東部地区処理施設建設（機械設備）工事です。なお、今回は電気設備工事及び土木工事もあわせて施工いたします。

次に、契約の方法は一般競争入札であります。入札参加資格につきましては、大規模工事であるため、一定の高い施工能力が求められることから、九州内で機械器具設置工事業の特定建設業許可を有し、経営事項審査の総合評定が上位で、同種工事の施工実績を持つ者であることといたしております。また、配置予定技術者につきましては、機械器具設置工事業の監理技術者を専任で現場に配置できることを条件といたしております。山鹿市条件つき一般競争入札資格審査委員会における資格審査を経まして、去る８月21日に入札を行い、同月23日に落札者と仮契約を締結いたしております。契約の金額は１億6640万4000円です。契約の相手方は、福岡市博多区博多駅前一丁目６番16号、協和機電工業株式会社福岡支店、支店長　竹市　浩です。

２ページをお願いいたします。

工事の場所は、山鹿市長坂地内であります。

工事の概要につきましては、構造が鉄筋コンクリートづくりで、地上１階、地下１階建てであります。建築面積は、269.21平方メートル。床面積は、310.14平方メートルです。

農業集落排水事業の米田東部地区処理施設は、地域内の家庭汚水を処理する施設でありまして、機械設備の主なものは、汚水ポンプ、スクリーンユニット、水中攪拌機、紫外線消毒装置などです。

工期は、本契約の成立日の翌日から平成26年10月30日までであります。

次に、補足説明といたしまして、ただいまご説明申し上げました議案第84号の関連工事であります米田東部地区処理施設建設電気設備工事及び土木・附帯設備工事につきまして概要をご報告申し上げます。

まず、電気設備工事につきましては、機械設備工事と同様の入札参加資格要件を設定し、去る８月21日に一般競争入札を行い、同月27日に落札者と契約を締結いたしております。契約の相手方は、熊本市の飯塚電機工業株式会社であります。

また、土木・附帯設備工事につきましては、市内の土木工事業者ＡランクとＢランクとの任意の２社による共同企業体を結成し、去る８月20日に指名競争入札を行い、同月26日に落札者と契約を締結いたしております。契約の相手方は、藤・阿蘇品建設工事共同企業体であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

おはようございます。

議案第85号　人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、松江　和子氏が本年12月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに原口　陽子氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会のご意見を求めるものでございます。なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

７ページをお開きください。

歳入から申し上げます。合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業に係るもの、下段が現年度決算額であります。合算して説明申し上げます。

予算現額316億8935万3100円、調定額323億2228万4631円に対しまして、収入済額は315億9373万8565円となっております。不納欠損額は3650万172円、収入未済額は６億9204万5894円であります。

10ページをお開きください。

歳出についてでありますが、同じく予算現額316億8935万3100円に対しまして、支出済額は296億5090万6047円、翌年度繰越額５億9268万6550円、不用額が14億4576万503円でございます。執行率は95.4％です。

次の11ページになりますが、歳入歳出に係る差引残額は19億4283万2518円であります。

66ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。３　歳入歳出差引額19億4283万3000円のうち、４　翌年度へ繰越すべき財源は1538万6000円であり、結果、５　実質収支額は19億2744万7000円であります。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条の規定に基づき、２億円を減債基金に編入いたしております。なお、決算に係る補足資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成いたしておりますので、あわせてご参照いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

坂梨市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　坂梨　真樹君　登壇］

○市民福祉部次長（坂梨　真樹君）

おはようございます。

認定第２号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

一番下の歳入合計欄によりご説明申し上げます。

予算現額79億5972万8000円、調定額84億1296万9797円に対しまして、収入済額79

億8267万3631円、不納欠損額2982万328円、収入未済額４億47万5838円でございます。

７ページをお願いいたします。

歳出につきまして、合計欄によりご説明申し上げます。予算現額79億5972万8000円に対しまして、支出済額77億2780万3964円、不用額２億3192万4036円でございます。

次に、８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は２億5486万9667円でございます。なお、地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、認定第３号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

歳入合計欄によりご説明いたします。

予算現額６億6362万8000円、調定額６億5275万8548円に対しまして、収入済額６億4978万8048円、不納欠損額３万7100円、収入未済額293万3400円でございます。

４ページをお願いいたします。

歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額６億6362万8000円に対しまして、支出済額６億4762万678円、不用額1600万7322円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は216万7370円でございます。なお、このうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

認定第４号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額12億1510万6000円、調定額12億688万7927円に対しまして、収入済額は11億6542万8232円です。収入未済額は4125万8215円であります。

５ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額12億1510万6000円、支出済額11億6542万8232円、不用額4967万7768円であります。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

坂梨市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　坂梨　真樹君　登壇］

○市民福祉部次長（坂梨　真樹君）

認定第５号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

４ページをお開きください。

一番下の歳入合計欄によりご説明いたします。

予算現額60億302万2000円、調定額58億5395万3853円に対しまして、収入済額は57億9221万1405円となっております。不納欠損額は116万175円でございます。収入未済額は6058万2273円でございます。

６ページをお開きください。

歳出につきまして、歳出合計欄によりご説明申し上げます。

予算現額60億302万2000円に対しまして、支出済額56億7296万6612円。不用額は３億3005万5388円でございます。

７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は１億1924万4793円です。このうち地方自治法第233条の２及び山鹿市介護給付費準備基金条例第２条第２項の規定に基づき、5000万円を介護給付費準備基金へ編入しております。

以上、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

おはようございます。

認定第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお開きください。

下段の歳入合計欄においてご説明いたします。

予算現額２億5280万7000円、調定額２億2787万4732円に対しまして、収入済額は２億2711万1427円となっております。収入未済額は76万3305円であります。

４ページをお開きください。

歳出につきましては、予算現額２億5280万7000円に対しまして、支出済額２億2216万7427円、翌年度繰越額704万6000円でございます。

５ページになりますが、歳入歳出に係る差引残額は494万4000円です。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

おはようございます。

認定第７号から第10号まで、財産区特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、認定第７号　平成24年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いします。

一番下段の歳入合計については、予算現額73万6000円に対しまして、収入済額44万8855円であります。

４ページをお願いします。

歳出合計については、予算現額73万6000円に対しまして、支出済額27万5227円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額については17万3628円となっております。

次に、認定第８号　平成24年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いします。

歳入合計については、予算現額1856万2000円に対しまして、収入済額1825万8389円であります。

４ページをお願いします。

歳出合計については、予算現額1856万2000円に対しまして、支出済額1060万239

円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額については765万8150円となっております。

次に、認定第９号　平成24年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いします。

歳入合計については、予算現額53万7000円に対しまして、収入済額53万2395円であります。

４ページをお願いします。

歳出合計については、予算現額53万7000円に対しまして、支出済額８万1881円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額については45万514円となっております。

次に、認定第10号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いします。

歳入合計については、予算現額98万7000円に対しまして、収入済額95万3360円であります。

４ページをお願いします。

歳出合計については、予算現額98万7000円に対しまして、支出済額10万3272円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額については85万88円となっております。

以上、ご審議お願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

認定第11号　平成24年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

２ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

第１款　水道事業収益は、予算額４億2030万6000円に対しまして、決算額は４億2511万1349円であります。

次に、支出の部、第１款　水道事業費は、予算額４億1242万5000円に対しまして、決算額は３億8116万6345円となっております。

３ページ、資本的収入及び支出であります。

第１款　資本的収入は、予算額４億5874万9000円に対しまして、決算額は２億8092万1050円であります。

次に、支出の部、第１款　資本的支出は、予算額６億8758万7000円に対しまして、決算額は４億9906万6290円となっております。

６ページをお開きください。

平成24年度水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金2626万234円を減債積立金に500万円、そして建設改良積立金に2126万234円、それぞれ積み立てるものです。

以上、説明終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明終わります。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［山鹿市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

認定第12号　平成24年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、ご説明いたします。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので提案するものでございます。

以下、平成24年度山鹿市病院事業会計決算報告書により、ご説明いたします。

１ページをお開き願います。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　病院事業収益は、予算額合計33億4504万円に対しまして、決算額は33億2764万2173円であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　病院事業費用は、予算額合計33億7256万2000円に対しまして、決算額は32億8980万8078円であります。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　資本的収入は、予算額合計３億6481万円に対しまして、決算額は２億1167万1000円であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　資本的支出は、予算額合計５億298万6000円に対しまして、決算額は３億887万536円であります。

３ページをお願いいたします。

平成24年度山鹿市病院事業損益計算書について、医業収支からご説明いたします。

医業収益31億5607万9070円に対しまして、医業費用は30億904万4377円となり、本業での収支を示す医業収支は１億4703万4693円を営業利益として計上したところです。

経常収支につきましては、医業外収益１億5559万868円に対しまして、医業外費用２億7273万564円となり、経常収支は経常利益として2989万4997円を計上したところです。

次に、当年度の総収支につきましては、特別利益926万3386円に対して、特別損失は403万6069円となり、結果として昨年度に引き続き3512万2314円の純利益を計上したところです。よって、当年度未処理欠損金は平成24年度純利益と前年度繰越欠損金を合わせて14億5930万4978円として、同額を翌年度繰越欠損金としたところです。

以上、ご説明しましたとおり、平成24年度は結果として、純利益として約3512万円という黒字を計上することとなり、公営企業体として維持運営する上で不可欠な経営基盤の確立に向けての実績としたところです。

以上、概略ご説明いたしましたが、４ページ以降に剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

認定第13号　平成24年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　下水道事業収益、予算額８億5846万1000円に対しまして、決算額は８億5422万6651円です。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　下水道事業費用、予算額８億2888万3000円に対しまして、決算額は７億

6839万9943円です。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　資本的収入、予算額４億9897万4000円に対しまして、決算額は３億8951万7203円です。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　資本的支出、予算額８億8738万2000円に対しまして、決算額は７億4909万5480円です。

６ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金３億1925万3258円を減債積立金に２億円積み立て、翌年度繰越利益剰余金として１億1925万3258円を処分しようとするものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

報告第８号　平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、報告いたします。

１　健全化判断比率の中の実質赤字比率につきましては、一般会計の収支についてであります。17億2744万7000円の実質収支となっております。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、当指標につきましてもすべての会計におきまして黒字であり、合計いたしますと35億1947万4000円の収支であります。

次に、実質公債費比率につきましては、11.3％となっております。

次の将来負担比率は、54.3％であります。

続きまして、２　資金不足比率でありますが、すべての会計において資金不足は生じておりません。これらのことから健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、健全化基準はもとより適正水準を確保いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第９号　平成24年度山鹿市一般会計継続費精算の報告について、

地方自治法施行令第145条第２項の規定に基づき、精算報告を行います。

２ページをお開きください。

（款）商工費、さくら湯再生事業につきましては、事業実施年度平成23年度から平成24年度、全体計画額９億3372万5000円に対しまして、支出総額９億1392万2000円、年割額と支出済額との差額は1980万3000円であります。

次に、（款）消防費、防災行政無線施設整備事業につきましても同じく平成23年度から平成24年度にかけての２カ年事業であり、全体計画７億8100万円に対しまして、支出総額７億3250万500円、年割額と支出済額との差額は4849万9500円であります。財源につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

おはようございます。

報告第10号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

４ページをお願いいたします。

平成24年度の事業報告でございます。

２の事業の内容ですが、（１）自主事業としまして、地域資源を生かした文化、福祉、スポーツなど地域振興事業を行っております。

５ページ中段の（２）受託事業では、指定管理者としてさくら湯や八千代座など本市の５施設の管理に当たり、また受託事業としてカルチャースポーツセンター管理業務など４業務を受託いたしております。なお、６ページ、７ページに受託施設の入場者数や使用料収入など利用状況を掲載しておりますのでご参照をお願いいたします。

８ページから11ページにかけまして収支計算書を掲載いたしております。

まず、８、９ページ掲載の収入につきまして、９ページの下から４行目、当期収入合計は１億3012万7730円、前期からの繰越額5039万198円を加えまして、収入合計が１億8051万7928円であります。

次に、10、11ページ掲載の支出につきまして、11ページの下から３行目、当期支出合計は１億2981万9458円で、収入合計から支出合計を差し引いた当期収支差額は30万8272円のプラスとなります。これに前期からの繰越分を加えた次期への繰越金額は5069万8470円となっております。

12ページ、13ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。

13ページの上から４行目、一般正味財産期末残高は3788万3470円となっており、市が出資いたしました基本財産であります指定正味財産の3000万円を加えた正味財産期末残高は6788万3470円となっております。

14ページから15ページにかけまして、貸借対照表及び財産目録を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

17ページから23ページにかけましては、平成25年度の事業計画及び収支予算書を掲載しております。平成25年度は新公益法人制度に基づく、一般法人へ移行いたしまして最初の年度でございます。一般法人への移行により、収益事業の展開が拡大可能となった反面、これまでの税制優遇措置が受けられなくなるなど自主自立の経営がより一層求められております。したがいまして、行政といたしましても経営基盤と財務体質の強化を目指し、これまで以上の経営努力を促してまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

報告第11号、第12号の２件について、ご報告申し上げます。

市が２分の１以上出資しております株式会社小栗郷、株式会社鹿本町振興公社につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、報告するものでございます。

まず、報告第11号　株式会社小栗郷の経営状況でございます。

４ページをお願いします。

平成24年度の事業報告でございます。

株式会社小栗郷は小栗館、お栗茶屋、木遊館、カントリーパークの管理運営に当たっております。お客様から好感を得られる道の駅づくりとして職員のマナー向上対策や食の体験コーナーの設置、観光イチゴ園の充実などに取り組んだほか、販売促進に力を注いだものの来客者数は42万1236人で前年度に対し2.7％の減となっております。売上高も４億8957万円と前年度に対し5.4％の減となっております。

５ページから８ページにかけては、貸借対照表及び損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しており、営業活動では1955万3000円の損失を出しておりますが、営業外収益により、最終的には982万4000円の赤字決算となっております。この結果を受け、売り上げ減少の大きい小栗館の店内レイアウトの

変更やお客様にとって便利で安心して買い物ができる売り場づくり、職員研修等に積極的に取り組まれております。

９ページから10ページにかけましては、平成25年度事業計画等を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第12号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。

平成24年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、河川公園、物産館、レストラン、温泉施設など総合交流施設「水辺プラザかもと」の管理運営に当たっております。農産物の野菜を中心とした商品不足に対する出荷者確保対策に有効な方法が見出せなかったことや、イベント販売、広告宣伝等の販売促進活動についても天候等の影響を受け、思うような効果にはつながりませんでした。また、レストランについては、利益率や労働分配率の観点から外部委託等を導入しましたが、年度末の対策であったこともあり、来客者数は63万920人で前年度に対しまして8.4％の減となり、売上高も５億1543万5000円と前年度に対し11.2％の減となっております。

５ページから７ページにかけては、貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、営業活動では3097万4000円の損失を出しており、最終的には3145万1000円の赤字決算となっております。このような状況から会社としましてもこの危機的状況を乗り切るために役員、経営陣の刷新を図り、赤字部門の経営方針転換を初め、人員削減や外部委託等の見直しによる経費削減対策など現時点で最も有効な経営改善策を強力に進めております。

８ページから９ページにかけましては、平成25年度事業計画等を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

ただいま報告申し上げました二つの法人については、行政としましても引き続き法人の経営力の向上と安定を促していきたいと考えております。

以上で、ご報告終わります。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時10分　散会

～～～

９月１０日(火曜日)

平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成25年９月10日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）日本一学園都市実現に向けて

（２）合併10年の検証と11年目以降の将来計画について

（３）第２次学校規模適正化計画策定について

（４）市長の市政運営方針の３本柱（ナカシマノミクス）の内容について

２．服部　香代

一般質問

（１）小学校、中学校へのインフルエンザ予防接種の助成について

（２）「学校へ行こう会」を活用した学校と地域の連携について

３．冨田　弘海

一般質問

（１）職員の給与について

（２）市有林について

４．稲葉　昇

一般質問

（１）地域自治振興交付金について

５．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）繰り越し滞納税額等について

①徴収の現状と今後の取り組みについて

②市営住宅家賃滞納者への法的措置について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	服部香代君
2番	冨田弘海君
3番	永田　健君
4番	稲葉　昇君
5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木　隆君
教育部長	木村厚男君

首席審議員兼会計管理者	米加田　純　正　君
総務部次長兼秘書課長	早　田　弘　隆　君
市民福祉部次長	坂　梨　真　樹　君
山鹿市民医療センター 事務次長兼経理課長	飯　田　啓　詩　君
建設部次長	原　　弘　文　君
水道局長	宮　本　　稔　君
教育部首席教育審議員	熊　野　　浩　君
財政課長	木　下　　実　君
税務課長	阿蘇品　元　晴　君
健康増進課長	田　中　修　政　君
農林企画課長	吉　里　明　弘　君
農林振興課長	才　田　豊　昭　君
商工課長	冨　田　龍　也　君
観光課長	早　田　順　二　君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥　村　正　文　君
局長補佐兼議会総務係長	渡　邊　義　明　君
議事係長	小　山　　天　君
書記	高　木　善　彦　君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒　鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

おはようございます。

議席番号17番、太田黒　鐵郎でございます。

通告のとおり、６月定例会に引き続き、市長並びに教育長の政策について一般質問を一問一答方式でお伺いしたいと思います。

質問に入ります前に、さきの８日の午前４時前から私はテレビに見入っておったわけでございますけれども、2020年第32回の夏季五輪並びにパラリンピック大会の開催都市選定会がブエノスアイレスで開催されておりました。それを見ておったわけですが、最終プレゼンテーションでは走り幅跳びでパラリンピック３度出場の佐藤真海さんという人がトップバッターで起用されるということでの日本の秘策であると思いますけれども、スポーツの力ということを訴えて、招致成功を手繰り寄せたというようなことを今報道されておるわけでございます。この人は、骨肉腫で大学のときに右足を切断しておる、そのことと、それから故郷は宮城県の気仙沼というようなことで、さきの東日本大震災の津波の被害に遭われたと、家族もそういうことで津波に遭われたというようなことで、４分間のスピーチでございましたけれども、ＩＯＣの委員の方々も非常にこのことには感激しておったようでございます。８日の５時21分に最終決選投票でトルコのイスタンブールに大差で勝ったわけでございます。日本が60票、イスタンブールが36票というようなことでございました。関係者並びにアスリートの皆さん方は大変喜んでおられました。もちろんのことでございますけれども、私も日本人の一人として心からお喜びを申し上げるところでございます。

それでは、最初の質問に入りたいと思いますが、日本一学園都市の実現についてということでお願いしたいと思います。

去る８月27日に、文部科学省が全国学力テストの結果を公表しました。その結果

から、文科省は学力の底上げが進んだと分析しております。学力テストにつきましては、公表方法を初め、テストそのもののあり方について大変問題点が指摘されているところであります。教室外で子ども不在の競争が起きるような可能性さえ秘めておるというようなことでございます。今回の学力テスト結果公表を受けて、好成績を維持しました秋田県の教育長は、その背景に「一人一人を大切に育てようという気持ちを持ち、先生、家庭、地域が力を合わせて努力したことが要因ではないか」と分析しておられます。

６月定例議会の一般質問で、堀田教育長は「日本一の学園都市を目指す」と力強く所信表明を行われました。山鹿市のすべての学校が、「子どもが行きたい学校、親が行かせたい学校」であること、また、「山鹿市の学校で学びたい、こんなところで勉強をさせたい」と、そのためには教育長の思いが教職員一人一人に伝わる必要があると言われました。既に学校現場に出向き、直接訴えられているということでありました。先般新聞報道で、教育長の活発な行動が掲載されておりますが、就任以来、教育長の行動力には感服をしているところでございます。ただし、学校現場ではそれでよかったかもしれませんが、今は山鹿市という地方自治体の行政の中の特別職であります。あくまで主役は子どもでなければなりません。例えば、スポーツの世界でも、監督が主役ではどうかなというようなことを思います。今、子どもたちや保護者、そして教職員を取り巻く環境は大きくさま変わりしております。20年、30年前と比べ、社会や家庭環境は大きく変わり、そのあおりを大きく受けているのは子どもたちではないでしょうか。

今、子どもたちは学校生活、そして日常の生活をどのように感じているでしょうか。足元に目を向け、子どもたちの目線でさまざまな課題に向き合わなければならないと思います。

そこで、次のことをお尋ねします。日本一の学園都市の実現に向けて、市民のスポーツへの環境づくりのためにカルチャースポーツセンター第２次整備計画等の課題解決というような、ちょっと間違えました、次のことを質問いたします。今の山鹿市の教育行政並びに教育環境の現状と課題について、また日本一の具体的な目標とその実現に向けての取り組みの方法について。人はそれぞれ価値観が異なります。その目標の設定についても行政や学校現場だけの考え方では不十分と思います。さまざまな人、そしていろんな考え方があってよいと思いますが、実現に向けての体制、それから諮問機関など設置されるようなお考えがあるのかどうか、そういうことについて、今３点についてお尋ねをいたします。１点目を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

おはようございます。

太田黒議員ご質問の日本一の学園都市に向けての取り組みについて、お答えをいたします。

まず、本市の教育の現状と課題を教育長としての立場から説明をさせていただきます。教育委員会は、それぞれに課題の解決に向かって各課が責任を持って日々努力をしております。その中でも特別支援学校の誘致や学校の適正規模化につきましては重要課題ととらえ、前に進めているところでございます。また、生涯学習社会を目指すための公民館講座のあり方、博物館や八千代座のさらなる活用、市民のスポーツ環境づくりのためのカルチャースポーツセンターの第２次整備計画等の課題解決のために、第２次山鹿市教育基本計画により取り組んでおりまして、各分野から選出された委員で組織されています教育基本計画推進委員会で点検・評価やご意見をいただきながら進めておるところでございます。さらに学校教育に関しましては、日本一の学園都市を目指し具体的な取り組みに移っているところでございます。

次に、その日本一の学園都市に向けての具体的な取り組みについてお答えをいたします。

日本一という大きな夢を果たすためには、足元の小さなところから確実に、地道に積み上げていくことが大切だと考えております。そのためには、本年度は全国から注目を浴びるようになりました山鹿中学校の校務改革、つまり会議・研修等を減らして子どもと触れ合うことで子どもとの信頼関係を築くという取り組みや、その意義を全小中学校に広げ、その成果として不登校や児童生徒の問題行動等を減らすことで落ちついた学校の雰囲気をつくり上げ、学力を向上させ、「子どもたちが行きたい学校、保護者が通わせたい学校」を目指していきたいと考えております。山鹿市のどの学校も、現在、会議・研修を減らす等の校務改革が進んでおります。そこで生まれた時間を子どもと向き合う時間に充て始めました。その成果は徐々にあらわれてくるものと信じております。

また、各中学校区を一つの学園ととらえ、それぞれの中学校区が一つの集団として地域の学校としての特色を出し、お互いが競い合うことで教育効果を高めようと思っております。ご承知かと思いますが、このたび山鹿小学校と山鹿中学校の合唱部がＮＨＫ全国合唱コンクールへ、九州チャンピオンとしてアベック出場を果たします。それぞれの小学校で技能を向上させた子どもたちが、中学校でさらに合唱の技術を高める、これこそ小中連携のお手本でございます。市内すべての学校が、知・徳・体のその他の面でも小学校で培った基礎的な力を中学校でさらに高めるよ

うな本物の連携を模索してまいります。しかし、日本一の学園都市をつくるには私一人の力では限界があります。そのために、アイデアを広く市民の方に聞く機会を設け、教育委員会に諮りながら具体的実践に生かしていくようなことも考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今の答弁の中に、市民スポーツへの環境づくりのためのカルチャースポーツセンターの第２次計画等の課題解決というようなことが言われましたけれども、課題解決ということは、何か問題があるというようなことだろうと思いますが、どういうことがこのカルチャースポーツセンターに問題があるのか、また、今後の整備計画、方向性についてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

太田黒議員の今の質問にお答えをいたします。カルチャースポーツセンターの整備計画等につきましては、課題があるというよりも今後市民のニーズにこたえるようなスポーツ施設等を考えていくということでお答えをいたしました。今後、その計画につきましては着実に進めていきたいということでございます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

日本一の学園都市というようなことでいろいろ今までお尋ねをしてきましたけれども、私の見解というかその考え方を申し上げますと、今、合唱のことを言われました。それから、不登校が非常に少なくなったというような話もこの前ありました。そういう不登校とか、合唱がよくなった、それから学力がどうか、それからほかに

どういうものがよくなってきたのか、これが日本一になるためには一つ一つそういう成果を上げる必要があると思います。それが全部できたとき、全部というのがどの辺までかわかりませんけれども、そういうことを、私は全国の人たちが言われるようになったときが日本一というようなことを思いますけれども。教育長の熱意というものは十分理解いたしますけれども、教育長は就任最初から「日本一」というようなことを大分言われてきましたけれども、私はやはり日本一はなってから日本一と言わないかんというようなことで、最初にあまり大ふろしきを広げるというか、そういうことで飛び上がっちゃいかんというようなことでございます。そういう考えを私は持っております。腰を据えて一つ一つ着実に成果が上がるように努力をしていただきたいと思います。以上で、日本一の学園都市づくりについては終わります。

次に、２点目でございますけれども、これは総務部長にお尋ねでございますが、去る８月30日をもって2014年度の予算の概算要求が締め切られました。特別会計に計上する震災復興費用と一般会計を合わせて100兆円を超える見通しであります。地方財政に最も影響を及ぼす地方交付税は、一般会計から繰入額で2.3％増の約16兆6000億円が計上されておるようです。このこと、いわゆる地方財政計画でございますが、これを受けて早速山鹿市の予算編成の始まるものと思いますが、平成26年度はいよいよ合併10年目で、国の財政支援の最終年度であります。

気が早いと思われるでしょうが、合併から10年の歩み、取り組みについて検証をしなければならない時と考えます。来年または10年を終えてから検証というようなことでは、いささか遅くなると思います。来年の今ごろは恐らく11年目以降の平成27年度以降の事業実施に向けての計画が策定されなければ、平成27年度の予算編成はできないと思います。総合計画、新市建設計画等に基づいてこれまで取り組んでこられましたので、次のことをお尋ねいたします。

現時点における主要施策の進捗状況、そして財政健全化への取り組み状況につきましてお尋ねをいたします。２回目を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

おはようございます。

太田黒議員の一般質問の２点目、合併後の主要施策の進捗状況及び財政健全化の取り組み状況につきましてご説明申し上げます。

合併後、平成26年度までの主要な社会資本の整備につきましては、第１次総合計

画、新市建設計画を基本とした主要プロジェクト整備計画に基づき実施をいたしております。新庁舎を初め、防災行政無線施設、地域情報通信基盤（光ブロードバンド）の整備、そしてさくら湯の再生、総合支所の再編、学校施設の耐震化等につきましては、完了もしくは完了見込みであります。一方、学校規模適正化事業については、第１次計画として予定しておりました６地区のうち、山鹿・川辺統合小学校と鹿北地区統合小学校の二つの地区はその整備を終えておりますが、菊鹿地区については設計段階であり、残りの３地区につきましては未着手であります。

これらのことを受け、現在継続中の事業、そして新たな焼却施設など新規施策につきまして、平成26年８月をめどに平成27年度以降の次期計画を策定することとしております。その計画期間は、合併特例債の発行期限であります平成31年度までの５カ年を予定しております。また、財政健全化に係る中期財政ビジョン、各業務に対する民間活力の導入、公有財産の移譲等や第３次定員適正化計画等につきましてもあわせて作成するところでございます。

続きまして、今日までの財政健全化の取り組み状況について申し上げます。

合併後策定しました財政構造改革大綱に基づき、職員定数の削減や給与体系の見直しを初め、養護老人ホームや公立保育園の民間移譲、また未利用財産の売却など歳入歳出全般にわたり健全化への取り組みを行ってきました。結果、平成24年度末の財政指標はおおむね適正水準を確保しております。しかしながら、これまでの取り組みはあくまで国の財政支援を受けながらの取り組みであります。言うなれば、合併に起因し過剰となった経費の削減と主要事業の実施要件に過ぎないものでございます。今後、国の財政支援の終了を見据えた本格的な見直しに取り組まなければならないという時期を迎えております。

以上、ご答弁といたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ありがとうございました。

次は、また教育長のほうにお尋ねでございますが、３点目の質問でございますけれども、ただいま主要施策の進捗状況のご答弁がございましたが、大半の事業は完了見込みということであります。完了見込みが立っていないのは学校再編のみということです。６月定例会においても質問を行いましたが、再度学校規模適正化事業

につきましてお尋ねいたします。

６月の答弁の中で、「第１次計画を精査するとともに、社会情勢や財政状況等も踏まえながら、平成26年度までの２年間で十分な議論を重ねる」と答弁をされております。議会や地域住民、保護者や学校関係者等の代表者をもってご意見をいただきながら、その方針を定めるとのことでありました。先ほど総務部長の答弁では、平成27年度以降の各将来計画については平成26年８月をめどに策定するとのことでございます。今から１年間で策定しなければなりません。第１次計画が10年で半分も消化できていない状況からすると、中学校まで含めて平成27年度からの５カ年で整備することは至難の業であります。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

６月以降の取り組み状況を含めまして、一つ、いつまで計画を策定し、市民や保護者、そして議会に説明されるのか、その工程についてお尋ねします。

次に、整備計画はおおよそ何年を予定されているのか。平成31年までは特例債が５年間発行期限の延長が行われましたので地方債の財源は確保できるでしょうが、それ以降になると財源の確保が困難ではないかと思われます。つきましては、財源の観点からも検討しなければならないと思いますが、どのような考えを持っておられるかお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

太田黒議員の一般質問の３点目、第２次学校規模適正化基本計画策定についてお答えをいたします。

現在取り組んでおります学校再編は、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画に基づき、平成26年度までを第１次計画期間として推進しておりますが、米野岳中学校区、平小城・三岳校区、鹿本地区につきましては、事業の遅れが生じている状況であります。これらの地域の着実な再編に向けた取り組みを進める必要があると考えております。

次に、平成27年度より、第２次計画を策定し、再編を進める予定でございますが、第２次計画では、小学校のうち小規模校や未再編の学校を含んだ検討及び中学校の再編について検討することといたしております。検討に当たりましては、現在進めております第１次計画の進捗状況を十分に精査いたしますとともに、児童生徒数の推移や社会情勢の変化、財政状況等も踏まえながら、平成26年度の早い時期までに十分な議論を重ねることとしております。

また、その策定に当たりましては、市議会を初め、地域住民、保護者や学校関係者等の代表者で組織します小中学校規模適正化推進協議会、これを早めに行い、十分なご意見を賜りながら協議を重ね、その方針を定めたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま答弁いただきましたけれども、今申し上げました整備計画の全部がおよそ何年後に完成するというようなことで予定されるというような、それはまだ今から問題ですから、考えはどのくらいの予定ですかということをお伺いしておるわけでございます。それが何年になるか聞きよるわけですけれども、これが今から特例債を５年間延長しても、それ以内におさまるのかおさまらないのか、おさまらん場合にはこういう財源の確保はどういうふうに考えておられるのかというようなことでお尋ねをしましたので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

ただいまご質問がありました。考えておりますのは、第１次計画の未着手部分、この部分を平成31年度までにめどを立てたいと考えております。

○議長（藤原　弘君）

堀田教育長、財源の質問は。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

財源につきましては、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今の答弁ではまだすっきりしませんけれども、時間がもう半分過ぎましたので次にいきたいと思いますが。

次は、市長のほうにお尋ねをいたします。

市長が今度６月に出されました、いわゆる市長説明要旨の中の市政運営方針の３本柱というようなことでございますけれども、その中で１番が「人をつくる」、それから２番目が「経済をつくる」、３番目が「人口減少の歯どめ」というようなことであったと思いますけれども。その前に、市長は、今度、新生山鹿市ができまして、市長になられまして、まず最初に、これは平成18年の３月でございますけれども、市政運営の基本方針となる第１次山鹿市総合計画策定をされました。その中で、「だれもが住みやすく、美しく、すばらしいまちづくり」を挙げておられます。本市が目指す将来都市像を「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」とその実現に向けてまちづくりの方針を明らかにされております。また、将来の都市像を実現するための基本理念として「地域を担い、明日を担う人材の育成により地域が力強く発展していく産業の振興と、人々が生き生きと暮らせるまちづくりを、市民と行政が一体となって進める」と掲げ、政策・施策を体系的にまとめた前期基本計画に基づいて各事業に取り組んでこられましたけれども、前期計画年度が平成22年度で終了するというようなことで、その進捗状況や実績を検証するというようなことでございました。時代の潮流や、それから社会経済情勢等に対応した基本計画の見直しが必要となりましたというようなことでございますけれども、これはキャッチフレーズと言うとだろうなと思いますけれども、これは日本のどの市にも、どの町にもないようなすばらしいことです。「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」というようなことですが、あれはもう皆さん方既にご承知ではあると思いますけれども、「まほろば」とはすぐれて美しいところという意味というようなことで、「まほろば」の「ま」は「誠、真実、純粋」、「まほろば」の「ほ」は「穂先」、一番大事なところ、「ろ」はその状態をあらわす、「ば」は場所をあらわすと。人はそれぞれ生まれた故郷、思い出のところ、現在住んでいるところなど自分自身の中で美しく感じるところ、そういう意味だそうでございます。

この「まほろば」というのは、古事記、日本書紀のいずれにも出てくる歌であるということで、代表的な歌は第12代天皇の景行天皇が歌われた歌が古事記、日本書紀におさめられているそうです。「倭（やまと）は　国のまほろば　たたなづく青垣　山こもれる　倭しうるはし」というようなことだそうですけれども。これがもう７年ぐらいなるもんだから、どこにも、市役所の中にもどこを見てもこういうものが書いてないというようなことを感じるわけでございますけれども、この「まほろば創生」というようなこと、それから第１次計画の検証をされたというようなこ

とでございますので、これにつきましての成果はどのようなものであったかお尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さんおはようございます。

ただいまの太田黒議員のご質問にお答えいたします。

合併後制定いたしました第１次山鹿市総合計画の実施を始めまして９年目になっておるところでございますけれども、その成果、状況はどうかということでございます。先ほど総務部長のお尋ねにもございましたし、答弁にもありました。新市計画にしっかりと計画を盛り込みました事業、それぞれに着実に進めてきたなという思いがいたします。しかしながら、先ほども答弁にありました学校の再編、規模適正化、これにつきましては大震災をあわせまして学校の耐震問題が非常にクローズアップされましたし、国も、この子どもたちの命を守ることが優先であるということで、全部の学校に耐震化を調査、そして事業を推し進めてきたところでございます。

そういったことで非常に担当部署に集中したと、そういったことも若干の影響があったかなという思いがしますけども、この大事な再編計画が若干遅れを見ているということを憂慮いたしておるところでございますし、今後この辺をしっかりと地域の方々のご理解を、話し合いを重ねながら、理解をいただきながら着実に国の支援をいただける期間内につなげていくことが大事かなというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、計画についてはおおむね取り組んでくることができたなと、このように思っておるところでございます。

「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」と、これは山鹿市の将来の都市像として大きく掲げておるものでございます。市庁舎のいろんなところに掲載することはやっておりませんけれども、「広報やまが」等につきましてはいろんな機会に私のあいさつやいろんな記事の中で掲げさせていただきまして、ともにその思いを共有しながら前進していきたいと、そういった思いを示させていただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ご答弁いただきましてありがとうございました。

今申し上げましたように、非常に「まほろば創生」というのは非常に私はどこにもないようにすばらしいものと思っております。今後、今建設されております新庁舎あたりにはひとつ目立つところにこれをひとつ書いていただくならなというようなことを考えてお願いするところでございます。やっぱり、レッテルはいいけれども中身は伴わんというようなことでは大変困ります。その辺をお願いしたいと思います。

次に、３本柱の一つ目の柱「人をつくる・人を育てる」ということでございますけれども、この中に出てくるのが「山鹿市を魅力あふれる地域、ふるさとに誇りを持てる人材育成、豊かな人間関係の輪を広げる」というようなことが出てきますけれども、非常に私たちの頭では抽象的でわかりにくいというようなことでございます。そういうことで、この辺のことにつきまして具体的にご説明をお願いいたしますとともに、市長が考えられる将来の山鹿市の人間像というものはどういうものであるかというようなことをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員の２回目のご質問にお答えしたいと思います。

第１の柱「人をつくる・人を育てる」についてでございますが、私たちの住む社会は人によって成り立ち、人によって動き、成長発展するものであります。地域づくりを考えるとき、人づくりがどの自治体でも重要項目に位置づけられておるところであります。人づくりは「百年の計」と言われるように、目標を持って地道に継続的に長いスパンの中で取り組むのであります。

しかし、長い年月も今のひとときひとと き、一日一日の積み重ねによりほかありません。人づくりの基本的なものとして私が大事にいたしておりますことは、一つには市民の皆様一人一人が有する個性や可能性を磨き、輝かせる、一人一人がいただいている命を輝かせてほしいということであります。

二つには基本的なこと、当たり前のこと、小さなことを積み重ねていくことの大切さであります。

三つには、人は生涯にわたって学び続けることが大切である。その最たるものは

読書ではないかなというふうに思っております。

この三つを人づくり教育の大きな柱といたしております。本市におきましても、人生のあらゆるステージにおける人づくり、人材育成に取り組んでいるところであります。すべてを短い時間の中で説明することはできませんが、その象徴的なものとして、次代を担う子どもたちの教育については、教育委員会、学校現場の先生方の大変なご努力の中で、今日大きな成果を上げていただいているというふうに認識をいたしております。これらの成果を全市に波及させ、あらゆる世代や所属での人づくりにつなげていく取り組みを前進させてまいりたいというふうに思っております。

一つ例を挙げますならば、今学校現場で「あいさつ運動　日本一」を目指して頑張っていただいております。子どもたちのあいさつ、いろんな対外から訪れました方々が「本当にすばらしい子どもたちのあいさつだ。高校生もあいさつする。市民の方々もしっかりとすばらしいあいさつをしていただく。」というお話をたびたびいろんな機会に聞くわけでございます。こういった基本的な、小さな、当たり前なことを全部の子どもが、そして全市に広めていくときにいろんな大きな効果が、力が、教育が、人づくりがなされていくというふうに理解をいたしております。

先ほどお尋ねの山鹿市民の目指す将来像といいますか、人間像につきましては、やはり私たちの住むふるさと、ふるさとに誇りと自信を持って生きる、そして一人一人が持つ可能性、個性、それを輝かせていく、まさに一人一人の命が輝く、そういった人間、山鹿市民であってほしいというふうに願っております。

以上でございます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今、市長の答弁の中の山鹿市の人間像というようなことがありましたけれども、これも依然抽象的ではありますけれども、人間としてどういう考え方とか行動とか、そういうことでございますけれども、私も非常に日ごろ考えておりますことは、人間像としては社会的道義と、それから親に孝養を尽くす、兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲むつまじく解け合う、友人は胸襟を開いて信じ合い、自分の言動を慎み、すべての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに社会公共のために貢献し、法律や秩序を守る。非

常な事態が発生の場合は、真心をささげて平和と安全に奉仕する。どこかで聞かれた文句かもしれませんけれども、こういうことが非常に大切ではなかろうかというようなことを思うわけでございます。

ゆっくりしておりますともう時間が来ますので、次に２番目の柱の「経済をつくる」というようなことでございますけれども、この「経済をつくる・活性化する」ということは、この３本の柱の中で大きな、これは大黒柱であると私は思うわけでございます。そこで私は、いつも市長も言われますけれども、経済・財政が一番というようなことを思うわけでございますけれども、このことについて市長のトップマネジメントといいますか、これをいわゆる経営者が目的や目標を提示して具体化することでございますけれども、この経済をつくるというようなことの大きな目標についてどういうことを考えておられるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの「経済をつくる・活性化をする」についてのお尋ねの、答えに先立ちまして、先ほどの人間像、最後に申されましたいろんな言葉につきましては全くの同感の気持ちを持っております。私が尊敬する人物の一人に、あの二宮尊徳先生を大変尊敬いたしております。「積小為大、勤倹推譲」というそういう生き方をした江戸のあの方々、先ほど太田黒議員の申されたことにぴったりではないかなと、そんな思いがしまして大変うれしい思いをいたしたところでございます。

それでは、「経済をつくる・活性化」についての私の思いを申し上げてみたいと思います。

経済は、人が生きる糧であります。人が幸せに生き、地域の活力をはぐくむエネルギー源であります。その経済を活性化することは市政の大きな柱であります。その要諦の一つは存在する資源をいかに有効に活用するか、二つには不足する部分をどう補強し、補完していくかであろうと思います。言うまでもなく、本市の基幹産業は農林業であります。その振興をいかに図るか、付加価値をつける６次産業化、販路拡大、農林業の魅力を地域ごと売り込むグリーンツーリズム等々の推進等に、今懸命に取り組んでいるところでございます。また、カルチャースポーツセンターを初め、八千代座、さくら湯、鞠智城、はたまた装飾古墳館等々の活用と連携によって、本市の宝である温泉、歴史、文化、自然、そして田舎ならではの人の温かさをいかに交流人口増大につなげていくかが重要だと考えております。

さらに、雇用の場の確保につきましては、地場産業、既存の誘致企業の定着、事

業拡大への支援が大切である。また、新たな企業の誘致に懸命に取り組む必要があるというふうに思っておりますし、これまでの取り組みの中で、合併以来、企業誘致５社、工場の拡大19社、雇用の拡大700名の成果を上げることができましたが、ここが非常に大きな大事なところであるというふうに思っております。今後さらに力強く取り組みながら、地域経済の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

市長の「経済をつくる・活性化」というようなことにつきましてはただいま答弁をいただきましたのでわかりましたけれども、これももう少し具体的に質問したいというようなことですけれども時間がございませんので、私の考えを申し上げておきたいと思いますが。

市長はもちろん山鹿市の市長でございます。首長というようなことで、いわば山鹿市の経営者というようなことだろうと私は思います。そういう中で、山鹿市全体をバランスシート的な考えを持って考えられたことはあるだろうかというようなことを日ごろ思うわけでございますけれども。例えば、国でいうＧＤＰです。山鹿市のＧＤＰどれぐらいかなというようなことは私はわかりませんけれども、そういうことは研究されたことはあるか。それから、そういう中で何が一番、今景気がええか悪いかとかいうようなことですけれども、まず山鹿市民の金融資産がどのくらいあって、負債がどのくらいあると、そういうことは調べればすぐわかるわけでございますけれども、今年は何がようして何が悪いかなというようなことはご存じと思いますけれども、今一番悪いのはシイタケ農家です。シイタケ農家は、もうこれは手を打ってやらんとどうにもならんというようなことになっております。それから、米なんかも今年は3000円ぐらい安くなったという話でございます。農協あたりが前渡金を幾らやるかは知りませんけれども、この間聞いた話ですけれども、「ほんなこつ、そういうことばしよっとかい。」と言いましたけれども、前渡金にまた金利を取るというようなことで、「もう百姓は、何でんかんでん取られるばかりたい。」というような話でございました。

そういうことから、やっぱりほかには、今度のＴＰＰ問題がどうなるかわかりま

せんけれども、このあおりで非常に問題が出てくるというようなことでございます。その辺をずっと考えますときに、やっぱりどの部分が一番、今無理しよるなというようなことを日ごろわかっておらないかんと私は思います。

もう時間が来ましたので、あまり長く申し上げません。そのくらいで、まだ申し上げたいことはいっぱいありますけれども、３点目の柱は人口減少のことですけれども、これまでは行きつきませんでしたので、次に行います。

最後でございますけど、現在の社会情勢は景気や雇用においては依然として厳しい状況でございます。税収確保あたりも非常に困難というようなことでございます。少子高齢化や過疎化進行というような問題、情報化等への対応、こういうものは待ったなしの状況であります。今後におきましてはさまざまなそういう問題がございますけれども、いろいろな問題をクリアしながらしっかりやっていただきますようによろしくお願いいたしますけれども、今度時間が足りませんでしたところにつきましてはこの次に質問したいと思います。

これで終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、太田黒　鐵郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時14分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

こんにちは。

議席番号１番、服部　香代でございます。発言通告によりまして、一問一答方式にて２件一般質問させていただきます。

まず１件目です。山鹿市の小学生、中学生に季節性インフルエンザの予防接種の助成ができないかとお尋ねいたします。昨年の12月の議会におきましても質問があっておりましたが、今回は対象者を限定しての助成をお願いしたいということです。

現在、予防接種は法律に基づいた定期の予防接種と法律に基づかない任意の予防接種がありますが、任意の予防接種の中には今回要望するインフルエンザや、そのほかにロタウイルス、流行性耳下腺炎いわゆるおたふく風邪、水痘などがございま

す。市としては、定期の予防接種の種類も増加し、助成も１億1961万6000円、約１億2000万円という大きな予算を使っているわけです。そうした理由で、任意の予防接種は助成しないとの方針を打ち出されているわけですが、あえて要望しますのは、季節性インフルエンザは学校生活のような集団の場で感染拡大しやすく、学級閉鎖の一番大きな理由となっているからです。２学期が始まったばかりですが、以前は９月１日が始業式でした。今年の場合は、中学校が８月26日、小学校は８月28日に始まっています。これは、少しでも授業や行事にゆとりが持てるようにとの思いだそうです。

そうやって生み出した時間なのに、学級閉鎖になってしまえば、丸一日ないし二日ほどは全く授業もストップしてしまいます。また、流行の季節が例年１月から３月ということで、中学３年生にとっては受験シーズンとも重なり、学級閉鎖とまではいかなくても教室に何人も罹患者がいるという状況の中で学校生活を送るのには、親としても心配なところでもあります。

平成23年度また平成24年度の小学校・中学校のインフルエンザ罹患者等の状況は、昨年度は547名、一昨年度は1365名でした。一昨年度の1365名という罹患者は、小学校・中学校の児童生徒全体4150名の実に33％になるのです。市内の医師にお尋ねしましたところ、インフルエンザの場合、まず検査薬で検査し、それからタミフルなどの投薬治療をした場合にかかる治療費と予防接種では、はるかに予防接種のほうが金額は低いということでした。ということは、増加する一方の医療費抑制にもつながるのではないかと思っております。

近隣の市町村でも、任意の予防接種ではあれ季節性インフルエンザ予防接種に対する助成は行われており、市民のニーズも高いものと思われます。本来ならば全市民に対しての助成を要望したいところですが、以上のような理由で、まずは小学生・中学生に対する助成をお願いしたいのです。市としてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

こんにちは。

服部議員のご質問、小学生・中学生へのインフルエンザ予防接種の助成についてお答えをいたします。

昨年12月の北原議員のご質問でもご答弁申し上げておりますが、予防接種には予防接種法に基づく定期の予防接種と法律に基づかない任意の予防接種がございます。

インフルエンザの予防接種につきましては、定期の予防接種として65歳以上の方、及び60歳以上65歳未満の方であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に障害を有する方や免疫の機能障害を有する方で、日常生活活動が制限される方を対象に実施いたしております。

インフルエンザは罹患率が高く、高齢者や慢性疾患患者は肺炎を併発すると重症化しやすく、流行期には死亡者が増加することから定期接種となりました。子どもへのインフルエンザ予防接種の定期化につきましては国において検討が重ねられ、平成17年３月の予防接種に関する検討会の中間報告書において、「発病及び重症化を防止するための有効性は限定的であり、個人の判断で任意に接種を行うべきもの」とされております。

山鹿市として公費助成により接種勧奨していくためには、国が有効性・安全性の評価を経て、予防接種法に基づき市町村が実施すべきと位置づけることが不可欠であると考えているところでございます。したがいまして、公費助成による接種勧奨は現段階では難しいものと考えております。

しかしながら、今年４月には任意接種でありましたヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となりました。また、水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、Ｂ型肝炎についても定期接種に追加されるような国の動きもあり、今後国の動向とあわせ、子ども医療費の現物給付を本年10月より実施いたしますので、医療費等の状況も注視しながら、インフルエンザ予防接種を初めとする任意接種のあり方を判断していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

この件につきましては所管の課でもございますので、この後は詳細等につきまして委員会においてお尋ねしてまいりたいと思います。

続きまして、２件目の質問をさせていただきます。まず、「学校へ行こう会」について、現状と取り組みの方向性についてお尋ねいたします。

「学校へ行こう会」は毎月15日に、市内各小中学校へ自由に参観できる制度です。始まってもう随分経過していると思いますが、私はこれまでに数回、学校数にして

10校ほど参観しております。日常の学校生活を知る上で大変有効な取り組みだと思いますが、どこに行っても、いつ行っても参観者は少ないように思います。学校側としては、この制度を利用して地域の方々に学校を見てもらい、学校教育への理解をいただき応援していただくというような思いを持っておられると思います。ただ、「地域と連携しながら」とよく言われますが、現状は実際に学校に伺いましても必ずしも「ようこそ」という雰囲気があるわけでもなく、どういうお考えなのかなと疑問に思うこともございます。

参加者が少ないのは、保護者につきましては授業参観、懇談会、各種学校行事などで学校に出てこられることが多いとの理由はあるようです。設置の目的もいろいろあるでしょうが、保護者はもとより地域の皆様とつながりたいという考えだと思っております。地域の嘱託員さんや民生・児童委員の方々を初め、老人会、女性グループなどの皆さんにはぜひ来ていただきたいところではないでしょうか。

そこで、今一度「学校へ行こう会」に対するお考え、設置の趣旨とこれまでの経緯、現状等についてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

服部議員の２点目のご質問、「学校へ行こう会」についてお答えいたします。

山鹿市教育委員会では、開かれた学校づくりの一環として、幼稚園、小学校、中学校を自由に参観できる日を設定し、広く保護者や地域の皆様に子どもたちの普段の学校生活の様子を参観していただき、子どもたちの頑張りを直接見ることで学校への理解や親近感を深めていただこうという目的で「学校へ行こう会」を土曜、日曜、祝日と重ならない限り毎月15日に設定しております。

旧市・町で独自に行っていた「学校へ行こう会」を、新市合併を機に全市に広げて実施しておりますが、議員ご指摘のように最近は必ずしもたくさんの方が学校を訪れてはいないというのが現状です。しかも、自分の地域以外の学校への参観までにはなかなか至っておりません。現在、放送を通して「学校へ行こう会」の連絡をしておりますが、今後もう一度保護者や地域の方への啓発に努め、授業だけではなく昼休みや掃除、部活動の様子も見に行くなど、「学校へ行こう会」への周知を図ってまいりたいと思います。特に、これから統合を控えた学校には、既に統合を終えた学校や統合予定のほかの学校の参観に行くことなどを勧め、学校統合への理解を深める機会にもしていきたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

先ほどの太田黒議員、また前回の６月定例議会において複数の諸先輩議員からご質問がありました学校規模適正化について関連いたしますが、推進していくに当たり、ときのＰＴＡのみならず地域の理解というものが大変大きな後押しになるのは間違いありません。自分の住んでいる地域から小学校がなくなるというのは精神的に大変寂しいものだとはよくわかります。答弁の中にもありましたように、だからこそ自分の住んでいる地域の学校だけではなく、統合再編が予定されている学校へ行ってみることが大事なのだろうと思います。どんな学校なのか、そこでどんな教育が行われているかを知る絶好の機会だと思います。

そういった側面でも、再編計画はなるべく早く市民に情報提供をしてほしいと思います。山鹿市では同和人権問題モニター養成講座、通称ふれあい人権講座が毎年開催されておりますが、一般企業、病院や福祉事業所、嘱託員、民生・児童委員、行政職員ほか広く一般市民の皆様160名ほどが登録されております。年間10回の講座の中で、１回は現地視察としまして「学校へ行こう会」を利用した人権学習の授業参観を計画してあります。毎年80名余りの参加があり、「行ったことのない学校へ足を踏み入れ、学校を見ることでより身近なものになっている」とアンケートの結果が物語っています。

繰り返しますが、学校規模適正化が進んでいく中で市民が一番知りたいのは、どこをどう再編していくのか、時期はいつなのか、そういったことだと思います。さきの議会におきまして、第１次計画、第２次計画へと進んでいく中で事前説明をしっかりと行い、再編の内容を十分に理解していただくために丁寧な説明を重ねながら行っていくとの答弁がありました。そこで、教育委員会として、再編のための地域住民から理解を得られる努力は具体的にどういうことをされているのかをお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

学校規模適正化基本計画の地域への周知についてお答えいたします。

地域へのお知らせにつきましては、これまで毎年「広報やまが」の「ゆめーる」というコーナーで計画全体の進捗状況をお知らせしております。また、開校に向けて具体的な検討を進めている地域に向けては、経過状況を「統合準備委員会だより」というものを該当地区の各世帯へ配布・回覧等でお知らせしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

「学校へ行こう会」を十分に活用して、まずは学校の実際の姿を見ていただく、そういった日々の努力が地域の理解を得られることにつながるのだと考えています。

2013年の山鹿市教育要覧には、「「学校へ行こう会」」については全く記載がありませんが、現在再編を進めていく中ではそうした事業もきちっと位置づけていく必要もあると思います。学校と地域がよりよい連携をしていくことで、学校規模適正化への再編もスムーズに進んでいくのではないかと思われます。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

こんにちは。

議席番号２番、冨田　弘海でございます。今回は、発言通告に従いまして一般質問２件をお伺いします。なお、一問一答方式でお願いします。

質問の１件目、職員の給与についてお尋ねします。前回の６月議会で、山鹿市一般職の職員の給与の臨時特例債に関する条例が可決されました。このことにより、職員の職務の級に応じて、９カ月間給与とボーナス、管理職手当が７月から減額支給されております。私は、当然県内の自治体も国家公務員の給与の特例措置を踏まえ、一律に給料が減額されるものと思っておりましたが、新聞・テレビ等でその後の動向を見てみますと、それぞれの自治体の裁量により判断されたり、議会で否決

されたりと、一時的ではありますが職員の給与に関し大きなばらつきが出ております。県内の自治体職員の給料等の引き下げの状況については、７月19日の熊日朝刊に掲載されておりましたのでご存じのことかと思いますが、県と県内45の全市町村への聞き取り調査から、「県と34の市町村が削減、県内総額92億円超」という見出しで県内市町村の状況が詳細に掲載されております。その内容についてはあえて申しませんが、要請を受け入れた自治体においても、引き下げの内容についてはばらつきがあります。安倍総理も中嶋市長も経済を活性化させると大きな目標を掲げられておられます。山鹿市におきましては経済対策の影響が感じられない中、一時的ではありますが公務員の給与が下がるということは地域の経済にも少なからぬ影響を及ぼすかもしれません。給与が下がって喜ぶ職員は一人もいませんし、士気の低下へもつながりかねません。これまでは人事院勧告に従い、ほとんどの市町村が同時に受け入れてきましたが、今回は政府の交付税減額に応じた苦渋の選択ではなかったかと思います。

そこで、このような自治体間格差について、市長はどのように感じておられるかお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの冨田議員のご質問にお答えいたします。

職員の給与削減につきましては、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するため国家公務員の給与が削減されたことにより、地方においても速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されたことによる措置でございます。これに関しましては、全国市長会において「まことに遺憾である」旨の緊急アピールがなされるとともに、熊本県の市長会におきましても、「これまで地方は国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、国を上回る総人件費の削減を実施するなど不断の行政改革を実施してきた。地方公務員の給与は、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国の地方公務員の給与削減の強制は地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方固有財源の性格を否定するものであり、決して容認するものではない」という旨の緊急決議を行ったところでございます。

このような状況の中、本市におきましてはまず目的が震災復興であるということ。次に地方交付税の削減に伴う財源不足、あるいは給与削減により生ずる財源がどのように各事業を通じて市民生活に影響するかということ。さらに一方でご指摘のよ

うに給与削減による地域経済へのマイナスの影響等を考慮するとともに、本市でこれまで取り組んできました定数削減を初めとするさまざまな行政改革の評価について総合的に検討を行ったところでございます。

その結果、まず責任の重さを認識し、私を初め、副市長、教育長、病院事業管理者の特別職の給料をみずから削減しまして、最終的には震災復興及び市民生活への影響を考慮しまして苦渋の選択を行った次第であります。

次に、各自治体の削減状況につきましては、当初各自治体とも削減する方向でございましたが、県を初めとしてそれぞれの自治体の労使交渉、議会、これまでの給与削減の取り組み、ラスパイレス指数等の状況によりまして、その結果に違いが生じたところでございます。これにつきましては、私といたしましても、合併から今日まで日々地域のために努力している職員には大変申しわけなく思った次第でございます。なお、今後につきましては国と地方の信頼関係を重視し、地方自治にかかわる施策の決定・実施に当たりましては、地方との十分な協議を経て双方合意のもとに行うよう、強く求めていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ご答弁、ありがとうございました。

ただいまの市長の職員に対する思い、しっかりと伝わってきました。この件に関しましては職員のやる気をなくさないよう、慎重に対応していただくことをお願いいたしまして１件目の質問を終わります。

次に、本来ならここで市長の施政方針３本柱の一つ、「人口減少に歯どめをかける定住促進対策について」の質問をするところでございましたが、太田黒議員の質問内容と重複しておりました。しかし、ちょっと時間切れがございまして次会に質問をされるということでございますので、今回私は質問内容と異なりますけど、市有林の管理についてお尋ねします。

日本は世界有数の森林大国であるのは申すまでもなく、国土の約３分の２に当たる2510万ヘクタールが森林面積で、そのうち約５割が天然林、約４割が杉・ヒノキなどの人工林となっております。この森林面積につきましては過去40年間横ばいとなっておりますが、森林蓄積量は年々ふえ続けており、40年間で二、三倍にふえて

おります。特に、杉・ヒノキなどの人工林につきましては約５倍に増加しております。また、若齢の森林が少なく、45年生以上の伐採適齢期の森林の割合が多く、日本の人口割合と一緒で、森林についても少子高齢化の状態となっており、森林資源を次世代に残すためには適齢期の育成林を伐採し植林を行い、将来にわたり持続可能な森林資源を残すことが必要であると考えます。

山鹿市におきましては旧鹿北町などから約1000ヘクタールの市有林を引き継ぎ、森林台帳により管理されていると思います。今議会の決算認定の資料には財産区の面積や森林蓄積量、いわゆる立木の推定蓄積量が記載されておりますが、市有林についての資料がありませんので１回目の質問は市有林の現況についてお尋ねします。

１点目、旧市町村別の市有林面積について。

２点目、天然林と人工林の面積について。

３点目、人工林の樹種と面積の内訳について。

４点目、45年生以上の伐採適齢期の面積について。

５点目、森林蓄積量の算出根拠について。

６点目、伐採適齢期の森林蓄積量について、以上６点をお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

こんにちは。

冨田議員の一般質問、市有林の現況についてお答えいたします。

まず、１点目の旧市町別山林面積については、山鹿市11ヘクタール、鹿北町939ヘクタール、菊鹿町65ヘクタール、鹿央町13ヘクタールの合計1028ヘクタールとなっております。

次に、２点目の天然林と人工林の面積については、天然林が114ヘクタール、人工林が914ヘクタールとなっております。

次に、３点目の人工林の種類と面積の内訳については、主な人工林の種類は杉・ヒノキであり、そのほかに一部松やクヌギなどがあります。面積の内訳としましては、杉351ヘクタール、ヒノキ500ヘクタール、そのほかが63ヘクタールとなっております。

次に、４点目の45年以上の伐採適齢期の面積については、杉293ヘクタール、ヒノキ311ヘクタール、合計604ヘクタールとなっております。

次に、５点目の森林蓄積量の算出根拠については、一般的な山全体の木の体積は熊本県が定めた早見表があり、森林台帳などにより木の年齢を求めれば１ヘクター

ル当たりの木の体積がわかりますので、その木の体積に面積を掛けますと山全体の木の体積が求められます。

最後に、６点目の伐採適齢期の森林蓄積量については、４点目でお答えしました45年以上の伐採適齢期の木の体積であり、杉・ヒノキ合わせて24万2000立方メートルとなります。

以上、ご答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

答弁、ありがとうございました。

市有林は先ほども言いましたとおり、持続可能な森林資源として後世に残すことや公益的な機能を持つ森林として活用していくことが望ましいと思っております。そのためには、市有林の計画的な管理運営が必要になってくると思います。

そこで、２回目の質問をします。

木材価格が低迷している中、伐採適齢期を迎えた山林604ヘクタールの伐採計画や植林計画についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

また、条件が厳しい採算性が合わない伐採箇所について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

２回目のご質問、市有林の伐採計画についてお答えいたします。

まず１点目の、伐採適齢期を迎えた市有林の伐採計画と植林計画につきましては、本来伐採適齢期を迎えた森林は皆伐を行い、皆伐後は新たに植林し森林を再生する再造林をしていかなければなりません。

本市においては、さくら湯や学校建設のための建設用材として市有林の材を提供してきましたが、その皆伐面積はここ数年で約23ヘクタールにとどまっております。しかしながら、１回目の答弁で申しましたとおり、市有林における伐採適齢期を迎えた人工林は、面積で604ヘクタール、割合で７割弱ほどを占め、このままでは木の年齢構成的にも不均衡となり、森林の適正な管理に支障を来したり、治水や水源

涵養などの公益的機能の低下にもつながるものと危惧されます。

よって、今後は山鹿市林野委員会並びに地元林業事業体等と協議をしながら、計画的な皆伐と植林を推進し森林資源の循環を図っていくとともに、林業の雇用創出につなげていきたいと思います。

次に、２点目の、条件が厳しく採算性が合わない箇所の伐採計画につきましては、市有林の中でも特に斜面が急な場所で作業道などの林業施設が整備されていない箇所では、伐採並びに運搬経費が高くなることが見込まれます。そこで、このような条件が厳しい箇所は搬出を伴わない切り捨て間伐を行い、立木の間に雑木や広葉樹等の天然林を繁茂させる、いわゆる針葉樹、広葉樹の混交林化を図ってまいります。

これにより、経費削減と水源涵養や土砂流出防止など森林の持つ多面的機能の維持的発揮を目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

答弁、ありがとうございました。

３回目の質問をします。市有林の管理は毎年2000万円前後の予算により、植林、下刈り、間伐、皆伐に加え、林内作業道の維持管理が行われています。この業務については、市有林の地理的にも詳しく、育成林の状況等にも詳しい市内の森林事業体が業務を請け負っており、雇用の場の創出にもなっております。また、市有林の管理につきましては当然直営ではできませんので、どうしても森林事業体などに業務を委託することになります。最近聞くところによりますと、先進的な事例として市有林の管理を森林組合に全部管理させている自治体もあるということです。

将来的には経費削減等を考えた場合、指定管理者制度の活用もあるのではと考えます。そこで、お尋ねします。山鹿市として市有林の管理運営について、今後どのような考えを持っておられるのかお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

３回目のご質問、今後の市有林の管理運営についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、町有林を有する県内のある自治体では、当該町有林の維持管理に関するすべての業務を５年間の一括契約として、地元森林組合に委託されているところもあります。

近年における林務全般の事務事業は高度化かつ専門的になってきており、市有林の状況や境界などを把握しておかなければ各種整備計画や補助事業の執行等が難しく、林務行政に関して専門知識を持つ職員の確保が必要になっております。しかし、市有林の状況や境界などを把握するには、専門職員の養成に長期的な期間を要するため、人事異動が伴う自治体職員による管理では今後困難が予想されます。

そこで、今後はただいま申し上げました先進地自治体の事例を参考にしながら県と一体となって、本市として最も適した市有林管理のあり方を検討してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

市有林の管理運営についての答弁がありましたが、自治体職員の管理には多少無理があるということですので、早急に管理運営の方向性を出していただき、適正な市有林管理が構築できますことを期待申し上げまして質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は１時から再開いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後０時57分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、稲葉　昇君の発言を許します。稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

皆さん、こんにちは。

４番議席の稲葉　昇です。今回は１点だけ質問させていただきます。よろしくお願いします。

今年の夏は大変猛暑続きで、夏も終わりを告げようとしております。山にはクリの実が落ち、田んぼには稲穂が穂垂れ、収穫本番を迎えようとしております。しかしながら、一方ではイノシシやタヌキの被害が多く、農家でも大変な打撃を受けているところです。私たちの地域では、２年前から市の助成を受けながら防護さくを周囲全体を張り回し、今のところでは何一つ被害もありません。ぜひ地域でこの防護さくを取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。

さて、本題の質問に入らせていただきます。今回は地域自治交付金についてをお尋ねしたいと思います。

合併をいたしまして、はや９年目に入るわけでもございます。以前、合併前については各町とも納税奨励金として各地域に納税完納金として交付金が分配されたようでした。そういったものの基づきとして交付金が新たに合併としてつくられたものだと思います。当時は区長さんが税金を集めて、何日までは役所に持っていかなければならないということで、そういった中、税金が全部集まらず大変困られたことを私自身感じておるところでした。区長さんにとっては完納しなければ完納金が受け取れないので、その区長さんが自腹を切ってでも、その税金を納めておられたということもしばしば話がありました。その完納金で部落の基金として大事に使うことができました。

そういったこともありまして、今は合併いたしまして地域自治交付金として5200万円の交付金を決定されてあります。どのように運用されてきたのか、そしてまた、この交付金を活用した特色のある取り組みについてお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

稲葉議員の一般質問の１点目、地域自治振興交付金の現在までの運用方法についてお答えいたします。

地域自治振興交付金は、それぞれの地域が自主的・自発的に行う自治機能の維持や個性豊かな地域の活性化、住民の自主的な地域コミュニティー活動を支援していくことを目的に、平成21年６月に制定した山鹿市地域自治振興交付金交付要綱に基づき運用いたしております。

対象となる活動内容は、地域安全・防災活動、地域イベントの開催や情報発信・

特産物の開発、教育文化活動、環境保全活動、健康福祉活動などで、合併前の各地域ごとに組織された地域協働組織が活動内容を取りまとめ、各地域審議会に諮った後、行政区等に交付されております。

交付金の額は、山鹿地域は各校区200万円、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央地域はそれぞれ900万円を限度額として定めております。

次に、２点目、特色ある取り組みについてですが、さきに述べた５項目についてそれぞれの地域の特性を生かした取り組みがなされております。中でも、山鹿地域・大道校区の「ランタンフェスティバル」や、三岳校区の「岩野川環境保護いかだ下り」、鹿北地域の「自然薯まつり」や「わくわく広見塾」、菊鹿地域の「子ども農業体験」や「鞠智城ウォークラリー」、鹿本地域の「九州綱引き選手権出場」や「招魂祭柔道大会100周年記念事業」、鹿央地域の「赤米づくり」や「千田神楽」などが特色ある取り組みの実例と言えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○４番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。

各地域において１市４町というふうなことで、山鹿市にとりましては８校区、それと１市４町という形で900万円というふうな、１町で900万円というふうなことでございます。

いろんな活動であり、すばらしい活動の資金でもあります。そういった中、中には鹿本町では伝統ある招魂祭の柔道大会がもう100周年事業というふうなことで開催されておるというふうなことでもございます。今年はその中で、全日本柔道男子の監督、今、井上　康生さんがご来場になられたというふうなことをお聞きもいたしました。各地域でやはりすばらしい特色ある行事がなされておるというふうなことで、大変うれしく思っているところでもございます。

そういった中、この交付金が存続され、また山鹿市の基盤づくりではないでしょうか。そういったことで続けていただけるならばというふうなことを思うわけでもございます。

次に、平成27年４月１日以降の交付金について、この交付金が存続されるのか、非常に鹿北においても「ぜひ存続させてくれ。」というふうな思いを私たちに尋ね

をいたされるわけでもございます。そういったことで、市としてどういう考えを持っておられるかをお聞きいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

稲葉議員の２回目の質問、地域自治振興交付金の平成27年４月１日以降の存続についてお答えいたします。

山鹿市地域自治振興交付金交付要綱では、附則第２項で「この要綱は平成27年３月31日限りその効力を失う。この場合において、市長はこの要綱に基づいて交付した交付金の効果について検討し、必要があると認めるときは新たに所要の措置を講ずるものとする。」としています。したがいまして、交付要綱の失効後の対応については最初に効果検討が必要になることから、現在市内各地域の嘱託員並びに地域協働組織及び地域審議会の委員の皆様方を対象に、その効果等についてのアンケート調査を行っているところでございます。

今後は、調査結果をもとに市の財政状況や他の政策等との整合性を勘案しながら、平成27年度以降の方向性について庁内調整を図りたいと思っているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○４番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

非常に答えとしては、簡明なことでお聞きをするわけでもございます。その要綱といたしましては、「市長はこの要綱に基づいて交付した交付金の効果について検討し、必要があると認めるときは新たに所要の措置を講ずるものとする。」ということで要綱がまとめられてあります。

市長は２期８年、山鹿市の隅から隅まで何事も出席をし、内容も完全に把握されているんじゃないかというふうに思っているところです。今、山鹿市一般会計収支予算決算についても財政面から見ましても、非常に私にとりましては健全だというふうに確信するわけでもございます。しかし、近々といたしましては、来月から消費税８％確実に決定がなされるようでもございます。そういった中にとって、山鹿

市にとって、今税金が大変未納あるいは滞納が見られております。こういったものを整理すれば、地域自治交付金などの問題はないと私は思うわけでもございます。

そういった中、10年目につきましては続けてこの交付金を継続していただくならばというふうな思いでおるところでございます。そういった中、特別に市長の答弁をいただき、私の質問を終わりたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの稲葉議員の地域自治交付金の件についてお答えいたしたいと思います。

この件について思いますことは、この交付金は当初補助金であったということでございます。当時、補助金につきましてはいろんな手数が大変で非常に使いにくいということで、いろんな市民の方々のいろんなご意見もいただいてきたところでございます。

そういったものを見直して交付金制度にして、非常に使い勝手がいいと、そしてまた地域の実情に合った取り組みができると非常に好評を得ているというふうに認識をいたしているところでございます。かねて地域づくりで思いますことは、やはり自分たちの地域は自分たちでつくるんだというその基本的な考え方が大事かなというふうに思いますし、そういった意味からも地域の課題をしっかりと把握しながら、地域でいろんな取り組みを展開、地域の活性化を図っていく、そういったことは非常にすばらしいことであると、望ましいことであるというふうに思いますし、この自治振興資金、そういったものに有効に活用されておるという認識をいたしております。基本的にそういった思いをいたしております。

そういった中で、先ほど総務部次長からも申し上げましたように、またこれまでのいろんな説明の中でも申し上げておりますように、平成27年度からは国からの交付税が大幅に減額される時を迎えるわけでございます。さらにまた、これまでの取り組みを検証しながら、これからの10年間５年間の計画をしっかりと立てながら将来にわたって健全な財政、そしてまた活力あるふるさとづくりを目指していく、そういった検証そして計画づくりが大事かなというふうに思うわけでございます。

そういった中で、これまでのそれぞれの事業をしっかりと検証しながら、そしてこれからの将来にわたってのあるべき姿をしっかり見つめながら計画をつくっていきたいというふうに思うわけでございます。その中の一つの交付金制度、しっかりとその中に検証しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○４番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

大変、市長のお言葉で、ありがとうございました。

私たちも地域にとりましていろんな活動に参加しながら、また基本的に私たちがそのリーダーでやっていかなければならないこともいっぱいあります。そういった中、予算的にも非常に苦慮しているところもあります。

そういった中でぜひ存続をさせていただきますよう、よろしくお願いを申し上げ終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、稲葉君の一般質問を終了いたします。

次の通告順により、冨丸　洋一郎君の発言を許します。冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

皆さん、こんにちは。

本日最後の質問者になりました。議席番号５番、冨丸　洋一郎です。

今回は、一般質問を１点だけさせていただきますので、ご答弁のほうよろしくお願いいたします。

今回は、繰り越し滞納税額等についてお尋ねをするわけでございます。この質問は平成21年６月定例会で、新人でありました私が初めて一般質問をさせていただいたものですが、現在４年を経過してのこの状況と今後の取り組みについてお尋ねをするものでございます。

前回の質問に対する答弁では、平成19年度決算において市税の滞納額は４億6179万8231円に上っているということでありました。その要因として考えられるのは、アメリカで発生しましたサブプライムローン問題に端を発した世界的金融危機による景気の後退など、日本経済にも大きな影響が与えられたというふうに考えているというような答弁でございました。本市においても、自営業あるいは農業などにおいて、設備投資の借入金返済、所得の減少なども滞納額がふえたものと考えられるということでございました。

それで、現在４年経過した中で、現在の滞納状況、そして繰り越された滞納金の

今後の徴収の取り組み等についてお答えをお願いしたいと思います。そしてまた、次に、滞納がつきものである市営住宅の家賃滞納状況についてお尋ねをしたいと思います。

毎年市民税を初めとして、住宅、上下水道、保育料など滞納額がふえていると思うわけでありますが、特に住宅家賃の滞納が多くに見られるのではないかと思っております。本年６月定例会において専決処分がなされました。市営住宅の家賃及び明け渡し請求を求めて８名を提訴するに至っておりますが、その滞納額の大きさに驚いております。最高額は126万5200円で、最も少ない額が19万400円となっております。これだけの金額を推察で思いますと、何十カ月かあるいは何年間と滞納が続いているというふうに思われますが、この法的提訴にここまで時間を要したのはどんな事由があったのか、借り主が病気だったり、あるいはリストラで無職になったり、あるいはシングルマザーになったり、行方不明になったりと、その徴収が非常に難しい状況が多くあることは私も十分推察はいたすものでございますけれども、しかしながら、やはりこれまで時間を要するにはちょっとかかりすぎと言わざるを得ません。これは熊本市の例ですけれども、これは熊日新聞に掲載されましたことを参考までに申し上げますと、「熊本市で市営住宅の家賃滞納で２世帯提訴」の記事が熊日新聞に載っておりました、これは８月23日であります。記事によりますと、２世帯の滞納額は80万円で、滞納月数16カ月、そして19万円で月数が14カ月とあります。また、熊本市におきましては年に２回、滞納月数８カ月以上か15万円以上の滞納者を対象に法的措置をとっているという記事がありました。

私も一概に熊本市と本市を比較するものではありませんけれども、しかしながらやはり滞納の徴収にはそれだけの時間がかかり、いろんな事情でやはり人間が人間のお互いの話の中で取る者と取られる者、この感情の行き違いもあり、非常に滞納額がふえればふえるほど和解の申し入れも非常に難しくなってくる、そういうような状況の中で、私は最初の入居条件がどういうふうになっているのか、もちろん連帯保証人も取っておられると思いますし、そしてまた早くに滞納者に対して法的措置を取り、強制的に明け渡しを求める、こういったことも必要ではないかというふうに思いますときに、今回提訴された８名の滞納月数と提訴に至る条件もあわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

一般質問の１点目、市税徴収の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

平成24年度の収納率は、市県民税を初めとします市税につきましては、現年度分で97.4％、滞納繰り越し分で21.76％でありました。

平成23年度と比較してみますと、現年度分において0.06ポイント、滞納繰り越し分において3.25ポイントの向上が見られております。

次に、平成24年度の収入未済額につきましては３億5930万5432円であります。これは、３年前の平成21年度の４億1644万974円と比較しまして5713万5542円減少しております。このことは、預貯金等の差し押さえによる滞納処分の強化が結果としてあらわれたものと分析しております。

徴収体制につきましては、収納係職員７名、非常勤の納税相談員３名で対応をしております。また、本年４月からは県税と市税の徴収窓口の一本化により、滞納整理に係る進行管理のあり方を初め、徴収の強化を図っているところでございます。徴収の取り組み状況につきましては、５月・12月の特別徴収月間における電話催告や戸別訪問、毎月末３日間の夜間窓口、休日窓口の開設、納税相談員による初期滞納者への訪問徴収を行っております。さらに、納税者の納付環境の拡充を図るため、平成22年度から軽自動車税、平成24年度から市県民税・固定資産税についてコンビニエンスストアでの収納を実施しております。

今後の取り組みといたしましては、熊本県県北広域本部との連携により、財産調査による預貯金・生命保険及び給与等の差し押さえをさらに強化し、納期内納税者との公平性を図るため、引き続き積極的な滞納整理を進めまして収入未済額の圧縮、市税収の早期確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

冨丸議員の一般質問、市営住宅家賃滞納者への法的措置についてお答えします。

まず、入居資格について申し上げます。要件としまして、現に同居し、または同居しようとする親族があること、単身者につきましては60歳以上、市税の滞納がなく暴力団員でないこと、所得が定められた基準内であること等となっております。

滞納者への対応につきましては、文書による督促・催告､戸別訪問、夜間呼び出し等により納入確約書の作成を行っております。また、連帯保証人に対しても６カ月以上の滞納者につきましては催告書を送付し、滞納者への納入相談も行っているところでございます。

また、高額滞納の原因としまして、納入相談に来庁され、確約書策定をし納入状

況により対応しておりますが、いろいろな家庭の状況により、分納するも毎月の履行ができない世帯もあり、再三の指導を行ってきましたが滞納が増加したものでございます。

今回の法的措置の提訴の対象につきましては、12カ月以上または20万円以上を滞納している入居者のうち、督促や納入指導等にも応じないなど不誠実で納入意識に欠ける高額滞納者、または特段の理由もなく長期にわたり市営住宅の生活実態が認められない入居者について、家賃の支払い及び建物の明け渡しを求めております。

今回６月の提訴につきましては、最高で滞納月数77カ月、滞納額126万5000円の対象もおられます。また、滞納月数や滞納金額は少ないが生活実態が認められない方も対象として実施しております。訴訟については、平成18年度より平成24年までに計37名の訴訟を行っております。また、法的措置後の強制退去者につきましても催告書・納付書を送付しております。

今後は滞納が少ないうちに、滞納者はもちろん保証人に対しても戸別訪問や電話による納入指導を早めに行い、市営住宅の適正管理及び公平な住宅行政に努め、収納率向上に向け努力をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○５番（冨丸　洋一郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

ご答弁、ありがとうございました。

最初は総務部長のほうからお話がありましたように、この金額が5700万円ほど減ったということにつきましては私なりに評価をしたいというふうに思います。と同時に、やはり滞納というのはしたくてしているんじゃないというふうな方もいらっしゃるかもわかりません。しかし、市民が市民である以上はやはり公平に負担をしていただく、これが世の常識ではないかなと、こういうふうに思っておりますし、また、この滞納に非常に関与するのが市営住宅の家賃滞納だろうとこのように思い、あえてこの滞納を、市営住宅の滞納状況を私なりにお尋ねをしたわけですが、今、部長の答弁の中にありましたように、今回の提訴の中の最高は77カ月、滞納額が126万5000円、こういう事例をお聞きになって皆さんがどういうふうにお考えなるかわかりません。77カ月、すなわちもう６年以上です、６年以上もたって、これだけの提訴を今回したということは、もっと早くしなければならないんじゃないかと。

これはやはり提訴の条件というのがあるわけですから、やみくもに何でもかんでも提訴せえと言うわけにはありません、私もそういうふうなことを申し上げるつもりはありません。

しかしながら、長ければ長くなるほど、どうしてもその人間に情が移ってしまいます。そういうふうにならないうちに行政はきちんとした、毅然とした態度で、取るべきは取る、そういうふうなスタンスを貫いていただきたいと。このようなことを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨丸君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時30分　散会

～～～

９月１１日(水曜日)

平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成25年９月11日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）子ども安心カードについて

（２）健康マイレージの取り組みについて

（３）災害時要援護者の避難体制について

①「災害対策基本法改正案」成立に向けて

２．吉本　政幸

一般質問

（１）異常気象対策について

①高温・干ばつ等による農産物への影響について

②豪雨時農業施設（河川堰）老朽化に伴う被害拡大懸念について

③ゲリラ豪雨について

３．丸山　康昭

一般質問

（１）カルチャースポーツセンターの今後の整備計画について

４．永田　紘二

一般質問

（１）山鹿市の将来ビジョンについて（各部長）

（２）学校規模適正化事業について（教育長）

（３）熊本県鹿本地域振興局について（市長）

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　　服　部　香　代　君

2番	冨田弘海君
3番	永田　健君
4番	稲葉　昇君
5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木　隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君

市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原　弘文君
水道局長	宮本　稔君
教育部首席教育審議員	熊野　浩君
総務課長	宮崎錦也君
企画課長	大林秀樹君
福祉課長	野田勝年君
農林振興課長	才田豊昭君
農村整備課長	竹田吉郎君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原　昭三君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

皆様、おはようございます。

議席番号７番、公明党の北原でございます。質問に入ります前に一言お礼を申し上げます。

本年、６月定例会におきまして、「書類を取りに行きたいけど市役所の開庁時間に間に合わない」等の相談がございまして、窓口業務時間の延長等について質問をいたしました。試行に向けた体制が整い次第、実施してまいりますとのご答弁がございました。いつから試行されるのかと思っておりましたら、８月号の「広報やまが」に来年３月31日までの試行期間として、毎週木曜日午後６時15分まで本庁のみの市民課窓口の時間を延長しますとの内容が記載をされておりました。早速の対応、本当にありがとうございます。

それでは一問一答にて今回３件の質問をいたします。

まず１件目、子ども安心カードについてでございます。この件につきましては、所管の事項でございますので１回の質問で終わります。明快なご答弁をよろしくお願いをいたします。

群馬県渋川市では幼児・児童・生徒の緊急対応時の対応策としまして、子ども安心カードが導入されております。目的として病気やけが、アレルギー等による緊急時救急車等による搬送の際に園・学校と消防署とが連携し、救急隊への速やかで適切な引き渡しや対応を行うためのものです。内容としましては、緊急時に幼児・児童・生徒を救急隊に引き渡す際に園・学校より救急隊に提示する個人カードです。カードを導入する前はけがや病状を、また個人情報を口頭で伝えていましたので、時間がかかっていました。しかし、このカードを園・学校が救急隊に速やかに提示することで、緊急時のより迅速な対応が期待をされます。カードの記載につきましては、園・学校より配布し保護者の同意を得て記入をし提出を求めます。園・学校

ではカード管理の徹底を図り、緊急時には使用マニュアルに従って対応できるように教職員の周知を図ります。カードにつきましては上記目的以外には使用せず、幼稚園では３年間、小学校では６年間、中学校では３年間保管し、卒園・卒業時に各家庭に返却をされるそうです。また年度当初及び記載事項に変更が生じた際には、各家庭にカードを返却し、内容を確認し加除修正を行います。カードを使用した場合には、出動した救急隊から各学校・園に返却するようになっております。群馬県渋川市の取り組みについてご紹介をいたしました。山鹿市におきましても保育園、幼稚園、小学校、中学校では名称は違うかもしれませんが、健康管理表やアレルギー対象の生活管理指導表が作成されていると思いますが、保育園は教育委員会の所管ではありませんが、まとめてご答弁をお願いをいたします。それでは３点について質問をいたします。

１点目、健康管理や生活管理指導表はどのような形で作成をされ、また統一されたものでしょうか。

２点目、資料関係の管理方法はどのようになっておりますでしょうか。

３点目、事故等は絶対あってはなりませんが、有事の際は即提出でき、情報の共有はできておりますでしょうか。ご答弁よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

おはようございます。

北原議員の１点目のご質問、子ども安心カードについてお答えをいたします。

議員からのご説明のとおり、子ども安心カードとは、緊急時に子どもを救急隊に引き渡す際に、保育園、幼稚園、学校から救急隊に提示する個人カードのことです。早速、群馬県渋川市から資料を取り寄せましたところ、その内容は、現在、園や学校でつくっております「身体発達記録」や「健康調査票」とほとんど同じものでした。ただ、現在使用しております「身体発達記録」や「健康調査票」は、それぞれの園や学校の実態に合わせた形式で作成しておりますので、大体同じ形式にはなっておりますが、統一されたものではありません。

管理の方法につきましては、学年、学級ごとにきちんと分類して、園は事務室、学校は保健室に管理をしております。また、食物アレルギーなど、特別に配慮を要するような子どもについては、特に全職員で共通理解をする機会を設け、情報の共有化を図っているところです。

事故発生時、例えば熱中症等で救急車が来た場合、これまでは、口頭で必要なこ

とを救急隊に伝えており、健康調査票を提示するということはありませんでした。

今後導入するかどうかという点につきましては、渋川市のほうでも現在「安心カード」と以前からある「健康調査票」が２種類、学校にあるという状況ですので、課題についてはこれから整理するというお考えのようでした。本市としましても、大きな災害のことを考えながら消防本部ともその必要性を相談しながら調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございます。

現在、渋川市のほうでは、子ども安心カードを導入してから６件の緊急搬送があったそうでございます。当然、子ども安心カードを利用するに関しましては、各家庭の同意を得て、救急隊の方に渡しておられるそうでございます。個人の的確な情報を運用、伝えることが大事なためです。先ほども申しましたが、あってはなりませんが、緊急時その１分１秒が大事です。搬送人数が一人なら救急隊に必要なことを伝えることができるかもしれませんが、その事故、内容次第では複数の子どもたちの情報が必要になるかもしれません。口頭で伝えていたら、間違った情報になる可能性がないとも言えませんし、また口頭では大きな作業となり間に合いません。そのようなことを考えていただき、調査研究を進めていただき、早期の導入をお願いをしておきたいと思います。

続きまして２件目、健康マイレージの取り組みについてでございます。健康診断の受診やスポーツ活動への参加などで、ポイントをためると得点を利用できることができる健康マイレージの取り組みが全国で注目をされております。マイレージ制度とは、健康づくりが人と人、人と社会をつなぎ、人や町を幸せにすることを理念とし、健康意欲の向上と健康的な生活習慣の定着を促すことにより、生活習慣病の予防、改善を図ることを目的とされております。市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティーや地域経済の活性化などまちづくりや人づくりにつなげていくことは、期待できるユニークな施策でございます。このような取り組みは、将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして全国で広がりつつあります。このような取り組みについて市とし

ての所見をお伺いをいたします。また現在、市として取り組み事項並びに県内の取り組み状況についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

おはようございます。

健康マイレージの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

健康マイレージにつきましては、北原議員からのご紹介がありましたとおりでございます。一般的なことに関しましては、特定健診や各種がん検診等の受診、健康講座やスポーツ教室など、市町村で決定した健康づくりメニューに参加した住民がポイントを集め、たまったポイントを景品や健康グッズなどと交換し特典を受けられるものであります。その特典につきましては、各実施市町村で内容は異なるようでございます。いずれにおきましても、健康づくりの促進と健康づくりに対する意識を広く普及するためのものでございます。ご質問の山鹿市及び県内の取り組み状況につきましては、本市を含め県内で実施している市町村はございません。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

それでは、この健康マイレージを導入されている自治体の事例をご紹介を申し上げたいと思います。

まず、全国の自治体の先駆となった事業、日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市です。袋井市の健康マイレージ制度は、健康的な生活習慣の定着を目指す市民運動として展開する「健康チャレンジすまいる運動」の推進力として2007年からスタート、今年で７年目となるキャンペーン事業でございます。対象者は市内在住、在勤、中学生を除く方、大学生、15歳以上で参加方法ははがき型のカードを利用する「すまいるカード」と、携帯電話やパソコンを利用する「ｅ－すまいる」の２種類でございます。日々の健康づくりとして自分に合った運動、食事、ウォーキングの目標を立て、その実践記録を市に報告、提出するとポイントがたまる仕組みとな

っております。2012年度には人口８万7000人中、マイレージ制度の参加者が１万人を突破をしております。健康づくりに取り組むことで人も町も元気にでき、社会貢献もできるのが特徴でございます。ちょっと話が長くなりますが、もう１件、ご紹介をいたします。

九州では福岡県北九州市と佐賀県鳥栖市が既に実施をされております。佐賀県鳥栖市の事業についてご紹介を申し上げます。

平成24年から健康マイレージ事業を実施されており、事業概要、特色としまして運動や生活習慣の改善、健康診断の受診などの健康づくりに取り組むとポイントをためることができます。ポイントは市内の幼稚園や保育園、小中学校への寄附や各種検診の無料受診券やクオカード、図書カードなどとの交換に使えます。事業概要は若干違いますが健康診断、地域産業の活性化、ボランティア活動をポイント化できるなど幅広い事業でございます。健康づくりでポイントをためる健康マイレージ制度の導入についての市の見解をお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

山鹿市における健康マイレージの導入についてお答えをいたします。

本市において、健康マイレージは実施しておりませんが、健康マイレージの目的に沿った活動を実施しております。その内容の一つであります特定健診の実施状況をご報告させていただきます。特定健診の受診率向上のために、平成22年度は40歳から50歳代の男性の受診勧奨訪問を、平成23年度から平成24年度は３年間の健診中断をされている方の訪問を、また平成25年度は５年間未受診の60歳から64歳の方の訪問を重点的に実施しているところでございます。

その成果としまして、平成23年度の特定健診受診率は、36.2％で14市の中では阿蘇市についで２番目に高い受診率となっております。平成24年度につきましては、35.8％となっております。また、重症化の予防としまして、平成22年度から平成24年度までは、特定健診を受診された方の中から、高血圧、糖尿病、人工透析の予備軍の方を訪問いたしております。さらに、今年度は高血圧に的を絞った訪問活動を実施しているところでございます。今後も保健師等による家庭訪問を基本として、健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。お尋ねの健康マイレージの導入につきましては、取り組んでいる他市の状況を把握した上で今後判断してまいりたいと思いますが、当面は、先ほど述べました健診を受けない方や重症化のおそれのある方への家庭訪問や健康相談等を行い、市民の皆様の健康づくりを支援して

まいりたいというふうに思っております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

先ほどの答弁にありました健康マイレージについては、取り組んでいる他市の状況を把握した上で今後判断をしてまいりたいとありましたので、いろんな状況も調査していただきたいというふうに思います。健康マイレージの目的に沿った活動、また特定健診の受診向上に向けての報告がございました。受診、勧奨訪問等の活動も実施をされており、健康増進にしっかり取り組んでおられることがわかりました。生活習慣病を及ぼし、健康寿命を延ばして将来的な医療費の削減につなげるためには働く若い世代への働きかけが不可欠と思われます。主としましてこの20代、30代の健康増進に対し取り組んでいる事業がありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

20歳から30歳代の健康増進に対し、山鹿市として取り組んでいる事業についてお答えをいたします。

まず、各種がん検診につきましては、健康増進法において胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん検診の対象者は40歳以上となっておりますが、本市では19歳以上を対象に健診のご案内をいたしております。また、子宮頸がん検診では対象者が20歳以上となっておりますが、19歳から実施し、多くの方が受診しやすいように、今年度から医療機関を菊池市まで拡大して実施しているところであります。さらに特定健診におきましても、国民健康保険被保険者で、国の定める40歳から74歳に加えまして、若い時から生活習慣病を予防するため、19歳から39歳までの方も対象として実施し、受診後の保健指導にも取り組んでいるところでございます。また、受けやすい健診体制を考え、平成24年度からの集団健診は、各種がん検診と特定健診を同時に実施するなど受診率の向上に努めているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

何と申しますか、今、いろんな形でお話がございましたけれども、健康を守っていく上で、こういったマイレージにつきましても、今後またいろんな分野で考えていただき、検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

３件目、災害時要援護者の避難体制についてお伺いをいたします。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立をいたしました。改正法では、これまであいまいだった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待をされております。従来の制度でも、災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、名簿作成を市町村に求めていましたが、義務づけられていないために作成している自治体は６割程度にとどまっておりました。今回の改正によりまして、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。名簿は、本人の同意を得た上で消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を仕入れた人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めています。名簿の整備・共有は、避難支援を円滑に進めるための第一歩に過ぎず、避難支援の取り組み自体は自治体側の入念な準備にかかっております。弱い立場の人たちをどう守るかというのが、次なる大きな課題でございます。それぞれ地域社会に投げかけられています。発生時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度、日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要になります。

なお、今回の改正には名簿作成義務化のほか、公明党の主張が随所に反映されております。その一つが避難所における生活環境の整備を明記している点です。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医療品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとしています。そこで質問をいたします。

１点目、今回の改正で名簿作成が義務づけられました災害時要援護者台帳の整備について、状況についてお伺いをいたします。

２点目、先般の定例会で質問いたしましたが、その後の要援護者の方の人数をお聞きしましたが、現状はどのようになっておりますかお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

災害時要援護者支援台帳の整備についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、平成23年度に災害時要援護者支援計画を策定いたしております。各地域には、災害が発生したときに、自分で自分の命を守ることが難しく、特別な配慮が必要なひとり暮らしや寝たきりの高齢者、身体的・知的・精神的障害者や障害児など、災害時要援護者と呼ばれる方々が生活をしておられます。支援計画はこのような方々を、近所にお住まいの自主防災組織や嘱託員、民生委員・児童委員、消防団、地域支援者の皆さんに情報を開示し、見守っていただく体制を整え、災害発生時や災害の発生が予想されるときに、情報連絡や一緒に避難していただくなどの支援体制を構築することを目的として策定したものでございます。この目的を達成するためには、各地区にお住まいの災害時要援護者を把握する必要がございます。災害時要援護者支援計画策定後、各地区の民生委員・児童委員の皆様などにご協力をいただきまして、平成24年度までに災害時要援護者支援台帳を情報開示に関する対象者ご本人の同意を得て、既に整備しているところであります。

したがいまして、平成25年６月27日に公布、施行されました「災害対策基本法の一部を改正する法律」の中の、いわゆる「災害時要援護者支援台帳の義務づけ」につきましては、本市において、既に対応しているということでございます。

次に、地区ごとの災害時要援護者支援台帳登録者数でございますが、山鹿地区が451名、鹿北地区が122名、菊鹿地区が101名、鹿本地区が193名、鹿央地区が117名の合計984名であります。この名簿情報を民生委員・児童委員や嘱託員の皆様に提供しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

名簿作成につきましては、もう既に終わっているので安心をいたしました。

２回目について質問いたします。避難所における生活環境の整備です。東日本大震災でも避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及・整備についても本腰で取り組むべき課題でございます。避難所における生活環境の整備について努力義務を定めるものであります。また、心身の障害等の事情により避難所に滞在することができない在宅避難者についても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられるよう必要な配慮を行うと定めてあります。避難施設の環境整備について、一般の避難所、福祉避難所の内容について質問をいたします。

まず、１点目でございますが、避難施設の指定状況についてお伺いをいたします。

２点目、災害用備蓄品の整備状況について。

３点目、女性への配慮が必要との声も多いそうでございます。避難施設における女性への配慮について、どのように取り組みがなされておりますかお伺いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

おはようございます。

北原議員の２回目のご質問、避難施設の環境整備についてお答えをいたします。

初めに、避難施設の指定状況についてでございますが、緊急時の避難場所につきましては、山鹿市健康福祉センター、鹿北市民センター、菊鹿市民センター、鹿本生涯学習健康センターひだまり、鹿央多目的研修センターを初め、各地域の公民館施設、体育施設、学校施設など、地域バランスを考慮した上で、市内30カ所の公共施設を指定しているところでございます。

ご質問の２点目の災害用備蓄品の整備状況についてお答えをいたします。避難生活に必要な備蓄品としまして、ミネラルウォーター、アルファ米、乾パン、ビスケット、缶詰などの食料品を常時300人、３日分備蓄するほか、毛布、救急箱、感染防護品、マスク、エプロン、手袋、紙おむつ等の衛生用品など、基本的な生活必需品を市の倉庫及び各総合支所に保管をしております。あわせまして、災害発生時における生活物資等の調達が円滑に行えますよう、他の自治体や民間事業所との間に物資の供給に関する応援協定を締結するなど、大規模災害に備えているところでございます。

次に、ご質問の３点目、避難施設における女性への配慮についてお答えをいたします。東日本大震災の際の避難施設の運営の中からさまざまな課題が浮き彫りになったことを踏まえまして、国におきましては、過去の災害対応における問題点を検証した中で、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を公表したところです。これを受け、都道府県、市町村におきましても、女性の人権を尊重した避難生活の安全・安心の確保に努めるような防災体制への見直しが求められております。このため、本市としましても、避難施設内に着がえや授乳等のための女性専用の部屋を設けたり、女性用の備蓄品の拡充を図るなど、女性に配慮した避難施設の運営に取り組んでまいりたいと考えております。また、市の防災計画におきましても、多くの女性の意見が反映できるような環境整備に努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

ただいま総務部より総務課が所管している一般の避難所、備蓄品等の説明を申し上げましたが、福祉課で所管しております日本赤十字社からの救援物資の備蓄品や福祉避難所につきまして、改めまして私のほうからご説明を申し上げます。

平成25年８月末現在の日本赤十字社からの救援物資は、毛布35枚、下着セット49組、タオル402本、ビニールシート20枚、タオルケット32枚で、山鹿市老人福祉センターの備蓄倉庫に保管しております。

次に、福祉避難所の状況につきまして申し上げます。

さきに発生しました東日本大震災の折、社会福祉施設が災害時要援護者の避難所として重要な役割を果たしたということにかんがみまして、本市におきましても、平成24年12月に各地区にございます六つの特別養護老人ホームと「福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結し、要援護者の中で一般の避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする方々の受け入れを確保し、避難所生活を支援する体制を整備いたしております。その６施設は、山鹿地区の「チブサン荘」と「愛隣の家」、鹿北地区の「あやすぎ荘」、菊鹿地区の「矢筈荘」、鹿本地区の「一本松荘」、鹿央地区の「あいさと」でございます。

次に、各避難所に備蓄している物品でございます。主なものの名称と数量を申し上げます。一つの施設ごとに、折りたたみ式簡易ベッド５台、マットレス10枚、テント２張り、ポータブル水洗トイレ２台、車いす２台、歩行器２台、そのほか、担

架や発電機、毛布、紙おむつなどを各施設の備蓄倉庫に保管している状況でございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本　政幸君の発言を許します。吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

11番、吉本です。通告に従いまして、異常気象対策ということについてお尋ねいたします。

本年の夏も日本は猛暑一色であったように感じております。ただ、降水は関東を境に南は渇水、北は豪雨というような感じで過ごしたのかなというふうに思います。関東以南では降水量が少なく、水源地の貯水率が50％に下がり、農業では水分欠乏の水田、畑地では作物の成長が抑えられ、離島などにおいて渇きに強い芋、サトウキビが立ち枯れ状態になったと聞いております。私たちの地域でも「こら、雨ごいばせにゃいかんばい」というような話も出たのは事実でございます。

一方、北日本では梅雨末期のような豪雨が何回も襲来し、田畑は水没、冠水し、農作物には大きな被害を与えております。このような記録的な高温害、少雨害、そして多雨・豪雨害という三重苦は人類活動による気象変動、俗に言う温暖化の悪影響のあらわれという説が強いように感じております。気象庁も専門家でつくる異常気象分析検討会で広範囲の猛暑、局地的な豪雨、反面、極端な少雨となり、今年の夏、６月から８月とのことでありますけれども、異常気象であったとはっきり位置づけております。

高温に関しましては、全国の観測地点125カ所で最高気温を更新したと発表されました。このような異常気象は、我が市の基幹産業である農業にもいろいろな面で影響を及ぼしたと考えます。九州農政局の昨年のまとめでありますが、平均気温の上昇が顕著で９割の農業者が実感していると報告しております。農産物にとってここ数年に見る高温傾向、またそれに加え、本年は渇水という状況のダブルパンチで障害も多く出ているのではと心配いたす次第です。

そこで我が市ではどのようになっているのか状況を把握されていればお示しください。また、農業はどうしても自然と向き合っていかなければなりません。なかなか行政として具体的な対応、難しいものがあると思いますが、どう考えているのかお尋ねします。

次に、逆に豪雨時のことになります。本年も先ほど申しましたように、島根、山

口、秋田、山形と局地的な大きな豪雨災害が発生しております。島根県津和野町では、水田40ヘクタールが冠水、土砂流入30ヘクタール、崩壊15ヘクタールの被害が及び、秋田では966ヘクタール、山形では210ヘクタール、東北６県で2395ヘクタールで水稲被害が発生しているとのことです。本年において熊本ではこのような大きな被害はあってないと思いますが、局所的には冠水の状態が生まれたと考えます。

このようなときに我が地域で話に上がってきますのが老朽化した農業施設の問題です。河川の取水堰で、本来であるならば、降雨量により堰自体が倒伏する仕組みの部分が長年の経過を経て倒れず、豪雨の水の流れに支障を来しているということです。昨年の九州北部豪雨で我々の地区でも河川の水位が堤防を越えて溢水するというような状況がありました。水田はよいのでありますが、越えることにより住民の住む集落にも危険が及ぶ可能性がありました。ただ、幸い天候が落ちついたため、大きな被害とはならなかった経緯もございます。原因として、その老朽化の堰がすべてではありませんが、住民として不安に思われたのは事実です。

そこで、このような取水堰の対応を白川の件も含め、どのように把握、考えておられるかお尋ねします。まず最初に農林部関係についてさせていただきました。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

おはようございます。

吉本議員の一般質問の１点目、高温・干ばつなどによる農産物への影響、状況把握と対応についてお答えいたします。

近年の地球温暖化に伴う高温などにより、本年は特に毎日猛暑日を記録するなど厳しい夏となりました。それに伴い、農畜産業に対する影響は、大変大きなものとなってきております。

まず、水稲の高温による影響については、玄米が全部または一部乳白化したり、充実不足の実が発生することにより、一等米比率が著しく低くなります。また、本年は干ばつによる影響と思われる生育不足や立ち枯れしているところも一部確認されております。

次に、野菜については全体的に発芽不良、活着不良による生育の遅れが発生し、収量・品質の低下を引き起こすことになります。

果樹については、葉のしおれ、落葉があり、果実としては、肥大化停止・日焼け・落果がみられます。

花卉については、開花の遅れや花の変形が発生しやすくなります。

畜産については、家畜はある程度の暑さに対しては飼料摂取量の調整や行動の不活化により対応しますが、一定の暑さを超えた場合、熱射病の状態になったり、最悪の場合、死に至ることもあります。

酪農などについては、乳量や乳成分の低下、受胎率の繁殖成績の低下、生育不良、産卵量の低下などさまざまな影響を及ぼします。

以上のように、最終的には農家の所得の減少の一因となりますので、その状況把握及び対応について適切に行う必要があります。状況把握については、現在は県、ＪＡ、畜産農協、酪農協や市など関係機関が連携し行っているところでございます。ただ、詳細については、農家の方々から聞き取りを行っております。

高温に対する対応については、県から作物の栽培に対するマニュアルが出されますので、関係機関から農家の方々へ周知を行い、管理していただいております。

また、干ばつについては、水源の確保が重要ですので、農家の方々による取水口での水量調整、水田のため水や回し水などが行われております。さらに一部では、流域受益者の理解のもと転倒堰を開放し、下流地域の水資源確保に協力していただいているところです。干ばつが続き、一層の対策が必要なときは、振興局単位で渇水対策本部が設立され、関係機関で協議し対応を行うようになっております。

いずれにしましても、このような気象は来年度以降も続くことが予想されますので、栽培管理に対する農家の理解とともに、関係機関連携のもと情報を共有し、適切な対応に努めてまいります。

次に、一般質問の２点目、豪雨時の農業用施設（河川堰）老朽化に伴う被害拡大懸念、状況把握と対応についてお答えいたします。

農業用取水堰につきましては、各地域の水利組合などで管理されているところです。堰は、大小さまざまな河川に存在しており、その中で老朽化の著しい施設につきましては、改修の要望を提出いただき、補助事業を活用し計画的に改修を進めております。

議員ご指摘の千田地区の状況ですが、宮堰下流域には３カ所の堰が存在し、施設の状況は把握しているところでありますが、規模の大きな千田川最下流に位置する長坂地区の堀田堰を、県営長坂地区経営体育成基盤整備事業で改修を進めております。これを改修しますと洪水時に自動点灯が図られ、上流域への影響も少なくなると考えております。今後も堰の状況については注意深く把握してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○11番（吉本　政幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

高温障害・干ばつの対応については、実際に行われている部分もあり安心いたします。部長もおっしゃいましたように、今後の対応については、連携・情報の提供をお願いしておきます。

農業施設のことに関しましてでございますけども、水路関係の小さな堰に関しましては事業の負担金ということも対応可能だと思いますけれども、このような河川の取水堰については費用的にも多額になり、受益面積が少ない場合、改修要望も出しにくいと考えます。上流域の農地だけでなく、集落等にも影響を及ぼす可能性もあります。お話にもありましたが、今後の注視、また検討をお願いしておきます。

それでは、３点目のゲリラ豪雨についてでありますが、本年は我が市においては大きな被害は出ていないと聞いております。全国的には何回も申しますが、局地的な集中豪雨により、浸水、冠水、土砂災害が発生しており、大きなつめ跡を残した映像がテレビ等で報道されております。先ほど申しました島根・山口豪雨に関しては、日雨量381ミリ、時間雨量で143ミリという現状を聞いております。気圧の配置によりどこでも起き得る可能性があります。このような状況を踏まえ、８月30日に気象庁では新たに「特別警報」の発令を行うということであります。ある自治体ではこの特別警報の発令に伴い、川沿いの住宅を職員が訪問、説明したり、駅前等で説明書の配布がされており、対応がなされております。そこでこの特別警報の内容、住民への周知、発令された場合の行政、住民の対応についてお尋ねいたします。

次に、これも情報等を通してよく目にする状況でありますが、河川の影響もない場所で道路・住宅の冠水等が報道されます。聞くところによると、これは現在の排水路の処理能力が時間雨量50ミリまで対応できるが、これ以上の雨量となったときに処理できにくい状況にあるというふうに聞いております。農村地帯では水田等でこのオーバーする部分のカバーはできますが、町部のようにアスファルト・コンクリートで覆われている地域は厳しいものがあると思います。国道３号線においても河川は関係ない場所に降雨時路面冠水注意の看板を見かけます。このような雨水の被害に対し、福島県郡山市においては下水道の能力を考え、２種類のハザードマップをつくっておられるということです。板橋区においては常時土のうの準備をしているとのことであります。我が市において、いつ起きてもいいよう対処しておく必要があると考えます。ハザードマップ、土のうも含め対処等お尋ねします。

最後に避難準備情報と避難場所、避難経路についてお尋ねします。

これらの点についても、住民への周知が不足しているようにも聞き及んでおりま

すので挙げておりますが、これらのことはやはり大きな災害に見舞われた自治体等ではしっかりとした対処がなされているように感じます。発生してからではなく、発生する前の対応が必要とされます。

また、実際避難となったとき、いろいろな状況で避難場所への通行ができなくなるところがあると聞きます。一昨年、同僚議員からも検討が必要という話があっておりますが、今年だと思いますけれども、ある地域の防災組織の設立のときだと思います。避難場所への経路が本当にそれで大丈夫なのかなというようなことが、避難に関することで話されたというふうに聞いております。避難準備情報の発令基準、避難場所と経路の考え方についてお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

吉本議員のご質問、ゲリラ豪雨についての１点目、特別警報の内容と住民への周知及び特別警報発表時の対応についてお答えをいたします。

近年、全国各地で過去に例を見ないような大規模自然災害が発生し、甚大な被害が発生していることから、気象庁では気象業務法の改正を行い、これまで発表されていました「注意報」「警報」に加え、新たに「特別警報」を創設し、８月30日から運用が開始されたところです。

特別警報は、「広報やまが」（８月号）でお知らせしておりますとおり、数十年に一度発生するような規模の大雨や暴風が吹くと予想される場合などにおいて、避難準備または避難をしていただくなど、国民に直ちに身を守る行動をとっていただくよう喚起するものです。特別警報の発表はテレビ、ラジオ等で報道されるほか、市においても市民に情報を伝えることが義務づけられていることから、防災行政無線やオフトーク、携帯電話のメールサービスを使い、広く市民に周知をいたします。

また、重大な災害の発生の可能性が高まっていることからも、特別警報が発表された場合、市町村においては最大級の警戒を行うこととされており、本市におきましても、特別警報発表と同時に、自動的に災害対策本部を設置し、全職員で情報収集や応急対応等に当たることとしております。住民の方におかれましても、市からの防災情報に注意をいただき、避難勧告や避難指示が発令された場合には、ためらわず指定避難所等に避難するなどの行動を起こしていただくことが重要となります。

次に、ご質問の２点目、ゲリラ豪雨時における雨水対策についてお答えいたします。

大雨により菊池川等の水位が上昇した際に、市街地等の排水路や農業用排水路の

排水能力が低下し、道路や住宅、農地等が冠水する地域も見られております。このような場合、住宅地や農地を浸水被害から守るため、ポンプを使用した強制排水を行っており、具体的には、山鹿市街地において下水道課が管理する雨水ポンプ場３カ所（宗方、大坪、北町）を設置しているほか、７基の排水機場を設け、河川水位の状況に応じ運転しております。

また、国土交通省においては災害対策用排水ポンプ車が導入されており、菊池川河川事務所を通じ排水ポンプ車の出動要請を行うこともできます。そのほか過去に浸水被害が発生した山鹿市街地８カ所には梅雨時期に水中ポンプを配置するなど、雨水排水対策に取り組んでおります。あわせまして、河川・水路からの溢水による家屋等への浸水被害を防止するため、市が備蓄する土のう袋を使い消防団等で土のう積みを行うなどの対応を行っているところでございます。

なお、ハザードマップの作成につきましては、現在、市民に配布しておりますマップの情報を更新する時期が到来しており、新たなマップの作成が求められていますが、現在、県において土砂災害危険箇所の調査が実施されていますことから、その結果を反映させるため、調査の終了を待った上でご意見いただきました点も考慮したマップ作成を計画してまいりたいと考えております。

次に、３点目の大雨時の避難準備情報の発令基準と避難場所、避難経路の検討についてお答えいたします。

市民への避難情報につきましては、国や県から提供される河川水位情報や土砂災害警戒情報をもとに発令します。例えば、洪水被害の場合、菊池川など河川のポイントごとの水位情報をインターネット上で確認することができるほか、各ポイントの堤防断面に応じた警戒水位高が設定されています。警戒レベルとしましては、水位の上昇に合わせ「水防団待機水位」、「はんらん注意水位」、「避難判断水位」及び「はんらん危険水位」と段階的に設定されており、避難判断水位に達した場合、その後の雨量予想等も考慮した中で、避難準備情報、避難勧告を発令することとしております。

また、避難場所と避難経路の考え方につきましては、最寄りの避難施設へ最短の距離で移動することが望ましいことではございますが、被害の発生状況によりましては、最寄りの避難施設へ移動できないケースもあり得ます。そのような場合には、状況に応じた避難誘導を市で行うこととしておりますが、緊急時の避難方法につきましては、特別警報の概要とあわせまして市民へのさらなる周知に努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○11番（吉本　政幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

今日は、午前11時よりＪ－ＡＬＥＲＴの試験があると防災無線で放送されておりました。ただ、これに関しましてもトラブルが発生するというような状況も生まれるというような記事も載っとります。そういうことを踏まえ、自治体独自の災害情報伝達の改善を促すということで、気象庁の検討会が出しているというふうに聞きます。

また、一昨年の同僚議員の答弁で、ただいまの避難場所のことについてお答えいただきましたけれども、当時は他の場所も頭に入れて訓練、家庭内で話し合いをというようなことが言われております。ただ、先ほど申しましたように、できるだけはっきりとした指導といいますか、それをやっていただいたほうが、住民にとっては頭の中に少しでも不安が残っていれば、なかなかさっとした行動ができにくいと思いますので、今後、検討をいただきたいというふうに思います。生命に関することでありますので、住民に対する十分な周知・説明をお願いして終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、吉本君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時03分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時17分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、丸山　康昭君の発言を許します。丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

こんにちは。

20番、丸山　康昭です。まず、2020年度東京オリンピック・パラリンピック開催決定おめでとうございます。子どもたちに大きい夢と希望を与えたことと思います。心から喜んでおります。山鹿市からもオリンピック選手が出ることを期待いたしております。

それでは、発言通告に従いまして、カルチャースポーツセンターの今後の整備計

画について質問いたします。

この件につきましては、昨年12月議会、一般質問でカルチャースポーツセンター第２次整備計画についての質問に対して、第１次整備計画に基づく現在までの建設経過、平成20年１月に策定された第２次整備計画に基づき、平成27年度から10年間の主要プロジェクトでの検討との答弁があっております。

私は、これまで屋内プール建設や野球場の第２グラウンド建設について、歴代教育長、担当課長等に事あるごとに要望してきましたが、進展いたしておりません。第２次整備計画を実施するには、この６カ月が一番重要な時期、言いかえれば勝負の時期だと思い、質問をいたします。

第２次整備計画書からすると20数億円ぐらいが必要かと思われます。財源となると３割負担で済む合併特例債だとすれば、合併特例債の延長は５年です。昨日の一般質問の答弁で総務部長は、平成26年８月をめどに平成27年以降の主要事業を絞り込むということでした。カルチャースポーツセンター第２次整備計画には、まだ課題も残っているような答弁が昨日あっておりましたが、１日も早くしっかりした方向性を持った事業計画を立て、各部署、関係団体や議会等との意見を求め、執行部、財政課等々と打ち合わせする必要があると思います。教育委員会は、学校再編など大きな課題を抱えておられますが、カルチャースポーツセンター第２次整備計画実現には、教育委員会主導で早急に進めなくては実現できないと思います。教育長、教育部長、担当課長、すべてがかわられましたので、改めて質問いたします。１回目の質問終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

こんにちは。

丸山議員の一般質問、カルチャースポーツセンターの今後の整備計画につきましてお答えをいたします。

まず、カルチャースポーツセンターは、山鹿市カルチャースポーツセンター構想に基づきまして、平成２年度に第１次整備計画を策定し、平成４年度に市民球場と多目的グラウンド、平成９年度に総合体育館、平成10年度に第２多目的グラウンドが完成し、全体整備計画面積32ヘクタールのうち24ヘクタールが整備され、現在に至っているところでございます。

山鹿市の社会体育施設の核は、やはりカルチャースポーツセンターになります。しかし、開催種目次第では各地に施設が点在しておりますし、また老朽化している

ため、大会等の開催に苦慮している競技種目もあり、施設建設の陳情書や請願書の提出がなされているところでございます。

お尋ねの今後の方針及び進捗状況につきましては、カルチャースポーツセンター第２次整備計画自体は、平成20年度に策定をしておりますし、新市合併後の10年間の主要プロジェクト以降の主要プロジェクトに挙げることを考えているところでございます。

また、計画策定時から社会情勢やスポーツの多様化、競技人口の動向等の要因も変化していますので時勢に沿った、そして将来を見据えた計画とするために関係部署と綿密に協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○20番（丸山　康昭君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

ただいまの答弁で、今後の主要プロジェクトに挙げるということでございましたけども、先ほど申し上げましたように、来年の８月をめどということになりますと教育委員会側のこれからの取り組みというのが重要になってくるかというふうに思います。限られた合併特例債の中で、いかにその位置づけをするかということが大切ではなかろうかというふうに思っております。

カルチャースポーツセンター第２次整備計画については、屋内プール建設に関する請願書が平成17年９月議会に、また、平成24年６月議会に陳情書が提出され、採択されております。また、本議会にはテニスコート設置を求める陳情書が提出されております。私は、野球に関係するものとして２回目の質問を行います。

平成18年に市民球場の芝張り替えの記念事業として、ソフトバンクの２軍選手による野球教室を開催したときに、当時２軍監督だった秋山監督といろいろと話す中で、「大変すばらしい球場ですね」との話から、ぜひキャンプに使ってくださいとお願いしたところ、サブグラウンドがないということでございました。本球場では試合形式の練習には使用できるが、ランニング、守備、打撃練習等を繰り返し繰り返し何回も行うと芝ははがれてしまい、グラウンドがでこぼこになるので、サブグラウンドが必要とのことでした。雨の日は立派な体育館が２面あるので、合宿等はできると思うと。また、山鹿市には泉質のよい温泉があるのでということでした。若手選手が数名、毎年山鹿には自主トレで来ていましたので、その辺のところはよ

く伝わっていたようでございます。プロ野球や大学スポーツ等の合宿等を誘致するには第２グラウンドがどうしても必要でございます。

それから、私が山鹿市で自慢するものの一つに山鹿市民球場を挙げております。県営野球場及び各市町村に多くの野球場がありますが、県下各種大会によく行きますが、県内では県営藤崎台球場の次によい球場は山鹿市民球場とよく言われます。私もそのように自負いたしております。県営八代球場はナイター、スコアボード等は整備されよい球場ですが、グラウンドの整備、質のよさ、浜風などからいったら県営藤崎台球場に次ぐ球場と思います。全日本女子軟式野球大会中学生の部、また九州実年軟式野球大会や九州還暦軟式野球大会等を開催させていただきましたが、どの監督・選手からもすばらしい球場だと、球場で試合することができてありがとうございましたとよく言われます。このような立派な野球場の有効活用をするには同敷地内に２面グラウンドがあることで、各種大会の誘致が広がります。九州大会以上だとほとんどが宿泊され、宴会等もあっております。特に小中学生の大会は親子での宿泊となりますので、地元への経済効果も大きいと思います。カルチャースポーツセンターの完全整備によってプロスポーツや学生の合宿等の誘致や、各種大会実施により山鹿市にもたらす経済効果は大きいと思います。建設による費用効果は大きく望まれるものと思います。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

こんにちは。

丸山議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

まず、カルチャースポーツセンター第２次整備計画につきましては、先ほど部長が答弁しましたように、次の主要プロジェクトに取り組むべく、着実に準備を進めてまいりたいと思っております。

また、私のスポーツ振興についての思いでございますけれども、スポーツ活動は健康づくりばかりではなく、仲間づくり、地域づくりにもつながるものだと思っております。また、現在、地元各種目の協会の皆様方のご尽力によりまして、カルチャースポーツセンターを中心に主要施設を利用して、全国、九州、県レベルのたくさんの各種大会が開催されております。大変ありがたいことでございます。市民のスポーツに対する意識高揚とスポーツ人口の拡大ばかりでなく、同時に大会参加者の宿泊・観光による地域経済の活性化にも大きく役立っております。山鹿市のＰＲにも欠かせないものでございます。

このように、スポーツは人間形成から経済振興までかかわりが深いのではないかと思っております。2020年に東京オリンピックが開催することが決定いたしました。大変喜んでおります。今後も私は自信を持ってスポーツ振興を着実に進めていきたいと強く思っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○20番（丸山　康昭君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

教育長の力強いご答弁でございます。ぜひ、実現する方向でお願いをしたいと思います。

第２次整備計画ができましてから、５年が経過しております。対応も少し変わってきたのではなかろうかと思います。カルチャースポーツセンターは、スポーツを通して心身ともに健康で元気に生活ができる環境をつくり、地域の連帯や世代を超えた交流と地域社会の活性化が図れる「健康の森」的場所として、またスポーツ競技部等の合宿や大会を誘致し、市民のスポーツに対する関心を高め、技術力の向上を図るとともに交流人口の拡大、言いかえれば多くの方々に山鹿市に来ていただき、地域の活性化を図る施設として、第２次整備と言わず完全整備を期待するものです。市民スポーツセンター、ゆ～かむなどの問題など、今回は多くの好条件がそろっております。堀田教育長、木村部長ともスピード感と実践派でございますので、これからの６カ月のご苦労と平成26年８月ごろには平成27年以降、早い時期に実現できることを期待いたします。教育委員会としての意気込み等があれば答弁をお願いいたします。もしなければ結構でございます。終わります。

○議長（藤原　弘君）

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

ただいま丸山議員からの教育委員会の意気込みについてということでお尋ねがありました。先ほども述べましたとおり、スポーツ大会等の誘致は本市にさらなる活性化のためにも非常に大切というふうに思っております。

それに伴いまして、先ほどからあってますけれども、各種大会の核となりますのがカルチャースポーツセンターでございます。このカルチャースポーツセンターに

つきましては、先ほども申しましたけれども、主要プロジェクトに挙げられるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上で、答弁終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、丸山君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

14番議員の永田　紘二であります。発言通告に基づきまして一般質問を３点行います。

一つ目は山鹿市の将来ビジョンについて、二つ目は学校規模適正化について、３点目は鹿本振興局についてお伺いをしていきます。

一問一答にてお願いをいたします。いろいろご質問が多いので、ほんなこつは昼まで終わりたかっですけども、皆さん方に申しわけないですけど、恐らく昼を超えて午後からもまた質問になるのかなと思います。

まず１点目の山鹿市の将来ビジョンについて、それぞれの部署の考え方や思いを各部長さん方にお尋ねをしたい。なぜ今かということであります。来年度、平成26年度であります。１市４町が合併をいたしまして10年目を迎えます。節目の事業等も考えておられると思いますが、平成27年度から普通交付税の特例期間終了により、優遇処置が段階的に縮小されていくこととなります。また、少子高齢化や過疎化による人口減少が進み、市税等の収入も減少し、行政運営が一段と厳しくなることが予想をされます。本会議、平成24年度の決算が提案をされております。それと同時に、平成25年度の事業執行も今されております。しばらくしますと、続けて平成26年度の予算編成に部長さん方は入っていかれます。当然、平成26年度の予算編成では平成27年度を見込んだところの施策の仕込み等を考えて予算を組んでいかれると思います。

一方、６月議会では市長説明要旨の中でさまざまな課題をとらまえながら、三本の柱について、一つは人をつくる、人を育てる、二つ目には経済をつくる、活性化をする、三つ目には人口減少に歯どめをかける、定住促進を図るという所信表明がありました。これは、今後の山鹿市の基本施策になる、基本ビジョンになると理解をいたしました。以上の点を踏まえまして、各行政分野のトップである部長さん方に、自分が考える部の将来ビジョン、つまりどういう課題があって、その解決のためにどういう施策や取り組みが求められるのか、それを実現していくためにどのような視点から構想を持っておられるのか、またその中には他市、ほかのところには

絶対負けてないというような施策等を考えているということもあるだろうと思います。各部長さん方の将来ビジョン、すなわち思いでも結構であります。お考えをお聞きしたいと思います。１点目終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

永田　紘二議員の一般質問、山鹿市の将来ビジョンにつきましては、山鹿市の基本構想がございますし、今後、第２次の基本構想の策定もございますので、今後の課題や取り組みの視点について、私の考えを述べさせていただきます。

まず、総務部は役所の中の管理部門であり、基本的には組織を効率よく機能させること、将来世代に負担を残さない財政運営に努めること、そして各部署間の調整を主導していくことという総括的役割を担うセクションだと認識をしております。すなわち組織が効率よく機能するには行政執行に欠かせない人事管理、予算管理そして法制執務の三つの要素がうまく働く必要がございます。それらの適切な配分調整と執行管理が前提となります。

また、各部署が施策を実施する際の調整役としてはトップの市政運営の基本方針に沿って、施策管理にそごがないことの確認はもちろん、施策の緊急性や重要性、将来性、実現可能性、効率性など他方面からの検証を基本的に行われなければならないと考えております。特にこれからは少子高齢化や過疎化の進行による人口減少という、行政も市民もこれまでの考えを大転換しなければ太刀打ちできない難問に加え、普通交付税の合併特例措置の終了による大変厳しい財政運営が追い打ちをかけてきます。従いまして、人口減少と厳しい財政事情がもたらす市政運営への影響を長期的に予想した上で、簡素で効率的かつ持続可能な組織と将来の市民が安定した生活を送ることができる状況をつくり出すにはどうすべきかを基本課題として、そのための手だてを着実に講じていきたいと思います。

まずは市庁舎の建設に合わせ、今後の統治機構の見直しや広域化、権限移譲を見据え、地域経済を活性化させるような組織の再編、民間委託、民営化等、さらに効率的・効果的に推進し、最も適した事業主体のあり方などを考慮した職員定数の見直し、そして職員のレベルアップへの研修等への取り組みが重要と考えております。

政策的には市長が掲げられました三本の柱、人をつくる、経済をつくる、人口減少に歯どめをかけるを基本に、10年後に本市が他の自治体より住みやすいまち、魅力あるまちとなっていることを目標に、部内の担当課に必要な指示を出してまいりますが、特に私は将来の山鹿市を支える生産年齢人口への支援強化についてが重点

的に検討すべき課題というふうに思っております。

つまり、この世代は多くの市税を負担し、地域活動を支え、産業や伝統文化を継承・発展させる重要な役目を果たしており、特に子どもを産み、育て、人口をふやす若者世代は現実に山鹿市を支える重要なマンパワー集団でもあります。この世代を支援することは、結果として高齢者を支えることにもつながり、山鹿市の持続可能性の担保になるものと考えるからでございます。また、この政策の視点は子育ての支援や教育の充実、雇用の場の確保、過疎化対策、持続可能な産業力の確保、都市環境等への対応を検討する際に欠かせないものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

市民福祉部の将来ビジョンと思いについてお答えをいたします。

福祉部門の将来ビジョンにつきましては、本市が組織として決定しております山鹿市総合計画や山鹿市総合保健福祉計画を確実に進めていくことが職員としての使命であると認識しているところでございます。また、各計画を推進するに当たっては、市民サービスの公平性・平等性と事業の効果を検証し、次につながる目標を設け、改善していくことが大切なことであると考えています。

部長としての思いということで申し上げます。

まず初めに、本市の福祉に関して基本とする私の考えを申し上げます。少子高齢化の進展、家庭における扶養機能意識の低下、地域での相互扶助機能の低下が一段と進んでいる今日にありまして、以前からあった家庭像や地域像が変容してきており、社会福祉のあり方についても大きな変換期を迎えております。こうした時代の変化は子育てや高齢者、障害者施策に対する行政ニーズの多様化を招いております。また、豊かな食生活の影響は健康面にもあらわれ、生活習慣病の増加、医療費や介護給付費の増加などを背景として、これまでの行政施策では対応できないほどの広がりを見せております。このため市民や団体より聴取した意見を踏まえ作成しました山鹿市総合保健福祉計画、いわゆる地域福祉計画を基本とし、その個別計画であるところの各部門別計画に掲載しております事業を一つ一つ着実に推進することで今後も人と人がつながり合って、子どもから高齢者に至るすべての市民の皆様が地域の一員として互いを尊重し合い、住みなれた地域や家庭で安心・安全に、その人らしく人に優しく暮らせるまちを目指してまいります。

次に、私が考えます市民福祉部の役割について申し上げます。

本市では国、県を上回る少子高齢化が進んでおり、核家族化の進行とともに子育てや介護など何らかの支援を必要とする人、あるいは家庭における生活課題の多様化が進んでおります。ちなみに本市の高齢化率は本年3月末で31.5％でございますが、国の調査では平成27年度に山鹿市は34.5％になるとの予測がされております。いよいよ本市も３人に一人は65歳以上となります。本市総合計画に掲げる将来都市像の「温もりのあるまち　やまが」を市民の皆様が実感できるようにすること、つまり高齢の方や障害をお持ちの方などが円滑に社会生活を営むことができる社会福祉の実現、また児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉を充実させることが市民福祉部の大きな役割であると肝に銘じているところでございます。

財政上の考えにつきましては、本市の行財政改革推進と市民の皆様の福祉ニーズにどうこたえるのかという両面を実現するには難しい部署ではございますが、いかに福祉部門とはいえ山鹿市の基本構想、方針が最優先であることは当然なことであり、そのことを踏まえた上で、民間移譲や民間への業務委託、日常の業務改善に対し、いかにして市民サービスを維持向上させるのか、どのように行政としてかかわっていくのかをはっきり打ち出していくことが大事なことであると思っています。すべての部内職員がこれらのことをしっかり意識し、日々の業務に携わっていくことが市民の皆様と直接触れ合う機会の多い市民福祉部にとって一番必要なことであると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

山鹿市農林業の将来ビジョンについて、農林部長の思いとしてお答えいたします。

農林業を取り巻く環境は、農林業従事者の高齢化や後継者の減少、農林産物価格の低迷、さらにはＴＰＰの交渉を初めとする国際化の進展など大きく変化し、厳しさを増しております。このような状況に的確に対応し、農林業の方々の声にこたえるためにもしっかり取り組まなければならないと痛感しております。農林業で生計を立てる、稼げる農林業に生まれ変わらせるためにも、山鹿の宝である農林業を活性化させることが不可欠だと思います。そのためには、地域を支える農林業の担い手の育成確保、耕作放棄地の発生防止と解消、物産館の機能強化を含めた地域特産品のブランド力強化、地域資源を生かした６次産業化、鳥獣被害の防止、農業生産の基盤である農業用施設の計画的整備、方針などさまざまな課題に一つずつ取り組んでまいります。

山鹿市は１市１振興局という特色がありますので、熊本県とは関係を緊密にし、一体となりまして、国・県の支援制度を十分に活用し、市の独自予算とあわせまして、農林業の方々への支援をしてまいります。何と言いましても農林業は人の生命や健康を守る重要な産業であり山鹿市の基幹産業であります。安全・安心な食料の安定供給はもとより、地域が元気を取り戻し、無限の可能性を持つ山鹿市農林業の維持・発展のために、市民の皆様と手を携え、有用な意見を伺いながら、一つずつ取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

○商工観光部長（戸次　由夫君）

商工観光部の将来ビジョンについてお答えいたします。

大きな柱の１番目は、交流人口の増大でございます。本市は、誇れる資源を多く有しております。誘客宣伝、受け入れ態勢の充実、商業振興の強化により、交流人口の増大を目指してまいります。

まず、中心市街地では「さくら湯」や「八千代座」を拠点とした情報発信の強化、豊前街道かいわいの歴史、文化、人などの資源を生かし、これらを点から線で結び、面でとらえ、回遊性を高める仕組みを整えまして、商業及び観光の空間として、にぎわいの再生、年間を通した誘客を目指します。また、周辺地域の農業、物産館、里山など特色ある資源との連携をとりながら、相互に波及効果をもたらす取り組みを展開し、新市全体の活性化につなげたいというふうに考えております。

次に、商業振興では商店街の空き店舗対策、活性化対策の充実強化とともに意欲ある担い手の企業家や特色ある個店づくりへの支援も検討してまいります。また、商工団体の連携による山鹿ブランドの確立や販路開拓、魅力あるメニューの開発を促進するとともに、伝統ある和紙工芸品の保存・継承、ブランド力の向上に力を注いでまいります。

大きな柱の２番目は、企業誘致でございます。定住の基盤となる雇用の場の確保、地域の活性化及び税収面での経済効果という観点から、企業誘致を強力に進めてまいります。合併後の企業立地は新設が５社、増設が延べ19社で、それに伴う雇用の増加も700名ほどございます。ただし、新設は平成20年度以降、実績がございません。現在、本市は自信を持って企業誘致を行える工場用地を有しておらず、進出企業のニーズに迅速に対応でき、企業が立地する可能性の高い有利な用地の確保により、新たな企業誘致の受け皿づくりが急務となっております。当面、本定例会にお

いて補正予算として測量経費をお願いしておりますとおり、既存の工業団地内の優良な工場用地の取得を目指し、そして新たな企業の誘致に全力で取り組み、実現してまいりたいと思っております。そして、本市の将来を担う若い世代がふるさと山鹿に誇りと愛着を持ち、住み、活躍できる雇用の場の確保をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

皆さん、こんにちは。

永田議員の一般質問、山鹿市の将来ビジョンにつきまして、私のほうからは将来を見据えた土木行政のあり方について申し上げます。

従来の公共事業は、人口の増加や右肩上がりの経済成長を前提として、国において補助事業を初め予算の確保がなされ、全国一律に定められた設計基準に基づいて社会インフラの整備が進められてまいりました。この結果、社会資本の整備水準は高まってまいりましたが、今日においては人口減少、経済成長の鈍化により地方においては活力の低下が目立ち始めております。また、社会経済情勢等の進展や住民意識の変化など多様化する行政需要に対して、自治体の厳しい財政事情から人口の増大や経済の伸びを前提とした公共事業の進め方では、真に必要な公共事業さえ実施困難となり、住民の満足度を得ることは大変難しくなっております。このようなことから、これから土木行政につきましては、次の四つのことを基本として進めていかなければならないと考えております。

一つは経済成長を支える社会インフラの強化、次に社会インフラの老朽化対策の推進、そして防災・減災対策の充実強化、四つ目に持続可能なまちづくりと住環境の整備であります。あわせまして組織の活性化、専門的な人材の育成に努め、５年、10年、20年後の将来の山鹿市が土木行政においてどうあるべきかを考えていかなければならないと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

こんにちは。

環境部からは、課題とその解決方針を中心にお答えをさせていただきます。

環境部における業務につきましては、温暖化対策など地球規模での取り組みを必要とするものがある一方で、ごみ、し尿、生活排水の処理や飲用水の安定的供給など、市民生活に最も身近な行政サービスをつかさどる部署でもあります。そのため施策を推進していく上におきましては、市民や事業者との協働を常に念頭に置き、合意形成に努めながら、事業の展開を図っていくことが肝要であると考えます。

とりわけ環境部としての最重要課題であります一般廃棄物処理施設の整備につきましては、さきの６月定例会における市長の建設予定地の公表を受けまして、平成31年度の本稼働を目指し、現在、循環型社会形成推進地域計画などの各種計画の策定とあわせまして、地元説明会や先進地施設見学会などの開催を行っているところであり、今後も鋭意事業の進捗に努めてまいります。

次に、生活排水処理対策の今後の方向性について述べさせていただきます。

生活排水処理事業につきましては、従来、公共下水道事業及び農業集落排水事業による集合処理方式並びに合併処理浄化槽整備事業による個別処理方式により、それぞれ推進してまいりましたが、集合処理計画区域以外の地域に対しましては、住民の意向を踏まえた上で、短期間での整備が可能な個別処理方式としての合併処理浄化槽整備事業の活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、安全・安心な飲用水の安定的供給への対応につきましては、良質な水道水源の確保に努めつつ、地震対策や環境対策に配慮した施設の計画的更新を推進し、次の世代に確実に引き継いでまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、本市の行財政運用を取り巻く状況はまことに厳しいと言わざるを得ませんが、各部が連携して、市長説明要旨の三本の柱の実現を図っていく必要があります。そのため一つの方向性といたしまして、個人、地域、行政がそれぞれの役割を再度確認し、自助・共助・公助という観点から、お互いに補完し合っていく仕組みを構築していくことが今後重要になってくるものと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［山鹿市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○山鹿市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

永田議員の一般質問、山鹿市民医療センターの将来ビジョンと課題についてお答えいたします。

山鹿市民医療センターの将来ビジョン、つまり目指すべき姿につきましては、山鹿市民医療センター病院改革プラン、平成24年３月改訂版に記載のあるように、地

域医療連携を軸とした救急医療及び高度・急性期医療の充実とそれを支える総合的な診療体制を確立し、市民の皆様に納得していただける医療を提供していくことでございます。

この目指すべき姿の実現に向けて、現状をどのように近づけていくかを課題と位置づけ、事務部長の思いとしてお話をしますと、やはり課題としましては病院の質を向上させることに尽きるというふうに考えております。病院の質といっても広範に及びますが、病院の質は医療の質と経営の質に二分されます。まずは医療の質については、さらに診療の質と患者サービスの質に分かれますが、診療の質は専門技術、適時性、安全性を一層高めること、患者サービスの質は患者様の権利の尊重、療養環境の快適性、医療の透明性をさらに高めることです。他方、経営の質については経営基盤の安定と適切な労働環境に分かれますが、経営基盤の安定については資源の稼働性、業務の効率性をさらに高めること、適切な労働環境については職員の安全性、労働意欲の醸成をさらに推進していくことだと考えております。

そもそも医療は、人の知識・技術を提供していく労働集約的なサービス産業の一つでございますから、研修等を通じて職員の医療に関する知識・技術を向上させ、人材として育成していくとともに、有能な人材を獲得していくことが最も肝要であると考えているところでございます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

教育部長としての私の思いの一端を述べさせていただきたいというふうに思います。

本市の教育行政におきましては、社会情勢が急激に変化する中で子どもの教育から生涯学習、文化、スポーツの分野までさまざまな課題を抱えているところでございます。その課題を総合的にとらえ、各課の持っている力を個別に発揮させるだけではなく、つなぎ合わせることで相乗効果を生み出すことで大きな課題解決に向かい、市の人づくりに寄与してまいりたいと思っております。

教育長が学校教育からの視点に強い教育長ですので、社会教育の視点から特に「あいさつの飛び交うまち山鹿の実現、読書活動の積極的な推進、公民館活動の活性化による生涯学習社会の実現」に向けてしっかりとその取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。当然、教育長がうたわれております日本一の学園都市づくりに向けましても、教育長の意を酌みながら、教育部一丸となって取り組んで

まいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原　弘君）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午後０時03分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後１時13分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

それぞれの部署のビジョンなり考え方について、初めてこういう席で、お伺いをしました。今後は担当部署をしっかりと束ねて将来のために頑張っていただきたいなと思いますし、具体策等があれば、随時ご質問しながらお尋ねしていきたいなと思いますのでよろしくお願いを申し上げまして、１点目は終わりたいと思います。

２点目の学校規模適正化事業についてお伺いをします。

６月議会でもお伺いをしました。太田黒議員さんも先日お尋ねになりましたけれども、お尋ねもしましたし、お願いもしました。学校適正化計画、１次計画が平成20年から平成26年、前期が平成20年から平成23年、後期が平成24年から平成26年となっております。事業が非常に遅れていると、山鹿市立小中学校規模適正化委員会が改めて任期が平成25年６月だと、７月から新しいメンバーにかわるということでありました。６月から９月まで３カ月たちます。どういう形で計画等の見直し等も含めて検討がされてきたのかお伺いをしたいと思いますし、あえて今日は教育長にお尋ねしますし、先日、太田黒議員さんもお尋ねになりました「日本一学園都市やまが」に対して、６月議会で表現されてましたけれども、柱となる具体的な戦略というのはどういうものがあるのかあわせてですね、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員の一般質問の２点目、学校規模適正化事業についてお答えをいたします。

現在、取り組んでおります第１次計画は、議員ご指摘のように計画が遅れている点につきましては大変申しわけなく思っております。１次計画の中で、米野岳中学

校校区については、ＰＴＡを対象としてその統合の状況等を説明をしております。ＰＴＡ役員を中心とした米野岳中校区統合検討委員会で、よりよい学校再編が推進できるように、現在、協議を進めているところでございます。１次計画の全体的な見直しまでは至っておりません。今後は、第２次計画の検討を行う予定でございますが、検討するに当たっては、第１次計画の進捗状況等を十分に精査いたしますとともに、未再編の小学校や中学校の再編について、児童生徒数の推移や社会情勢の変化、財政状況等を踏まえながら、小・中学校規模適正化等協議会を早急に開催の上、十分なご意見を賜りながら協議を重ね、方針を定めたいと考えております。

次に、「日本一の学園都市やまが」となるための柱となる具体的な戦略についてでございますけれども、現在行っています山鹿市の学校改革の取り組みを熊本県が参考として、全県下に広めようとしております。また、全国からもその取り組みについての問い合わせが相次いでおります。その取り組みとは、会議・研修を減らし、子どもと向き合う時間をつくり、子どもとの信頼関係をしっかりと築くことで、現在の教育界の大きな課題でありますいじめ、不登校、学力の向上等の問題を解決するというものでございます。これは簡単なことのようですけれども、県下どの学校もこれまでなかなか改善ができなかったことでございます。このことこそ熊本県下に全国に誇れる取り組みの一つだと思っております。今、県や全国が注目しているこの取り組みを山鹿市の全小中学校に広げることで、先生方の多忙感を解消し、いじめをなくし、不登校を減少させ、学力を向上させるとともに、心豊かな子どもを育てるなどの成果を出し、「子どもが行きたい・親が通わせたい学校」を目指してまいります。

以上、ご答弁いたします。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

学校規模適正化事業について、あえて何で教育長に質問したかということであります。「日本一の学園都市やまが」をつくるために、長時間かかるでしょうし、一生懸命頑張っておられる姿もわかります。新しく４月から赴任されまして、みんなが教育業界に期待を持って教育長を迎えているのが事実であります。しかし、先ほどちょっとご答弁ありましたけれども、６月議会でお尋ねして、その３カ月間の中で事務局執行部としてやっていることが全くない。極端に言うならば、規模適正化

委員会、平成24年度の中にこれだけ問題があるのに１回もしとらん、職務怠慢だというお話をしました。４月１日にはつくりますというお話。確かにつくられた。メンバーも見せてもらいました。しかし、これもまだ一回もやっとらん。これはやっぱり、行政の教育委員会のトップとして、部長もひっくるめて、しっかり、日本一づくりはいいけれども、今やらないかんこと、カルチャースポーツセンターの問題もそうですけども、今やらなんことはしっかり統括をして、部署をまとめてやっていただきたいなということをお話したいので、あえて教育長にこういうご答弁をしていただきました。以上の希望を述べてですね、２点目の質問はこれで終わります。

３点目の質問をしたいと思います。熊本県鹿本振興局についてお尋ねをします。

去る８月30日の新聞に、熊本市が政令都市になったというこの機会に警察署の再編、３、５年かかるということでありますけども、再編が行われるとの報道記事がありました。山鹿市と熊本市北区植木町を管轄している地元の山鹿警察署も将来は山鹿市のみの管轄、山鹿市だけの警察署となるようであります。

また、本年度から県におかれましては、県北にある四つの県地域振興局を統括する県北広域本部が発足しております。設置目的につきましては、地域振興や観光振興など広域的な取り組みの推進や機動性及び専門性の向上を図るためにつくられたと伺っております。県北広域本部発足の一方で、山鹿市では県鹿本地域振興局と山鹿市の行政運営の一体的な取り組みを進めておられます。４月から６名が市役所内で勤務しているそうであります。地域振興や観光振興、県税の窓口、建築の確認、都市計画、景観行政など市民に身近な行政サービスを提供していただいてると思います。

さらに９月６日の新聞では、広域消防事務解消の記事が出されました。議員さん、皆さんご存じのとおりであります。県の関係機関の再編や山鹿市と県、ほかの自治体との関係は大きく変化がしてくるだろうと思われます。地方分権が進むことで今後、地方行政のあり方が大きく変わっていくことは避けられないと思いますが、最近、特に山鹿市と熊本県の関係がどうなっととだろかと市民の皆さんからの心配の声や質問を受けることがあります。特に、鹿本振興局がのしなってなというお話を聞きます。今後、鹿本振興局の業務が縮小していくとしても、所管する業務が全くなくなることはないだろうと思います。かりそめにも山鹿市が玉名局や菊池局の所管に入ることは絶対ないと信じます。ただ、存続とするならば鹿本局ではなくて、山鹿局と名前を変えてもらってもいいんじゃないかと。ぜひとも山鹿局という名称をやってほしいと思います。そこで市長にお尋ねをいたします。

今後、熊本県鹿本振興局の業務が縮小されていくとしても、廃止できない業務は必ずあると思います。そういう前提に立って、地元行政の長として、今後、鹿本振

興局の将来についてどう考えておられるのか。また今後、同局との関係をどう築いていきたいと思われているのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの永田　紘二議員の３問目のご質問にお答えいたします。

現在、鹿本地域振興局は読んで字のごとく、鹿本地域に一つしかない自治体、山鹿市の振興を図る県の出先機関であります。市政運営を行う上で熊本県との連携・協力・支援は不可欠なものであります。私は、その規模・内容についても、今まで同様、充実したものであってほしいと強く願う一方で、現在取り組んでおります県・市一体となった業務執行にも、さらに取り組む必要があると考えております。鹿本地域振興局とは今後も山鹿市を強力に支援していただく県機関として、緊密な連携を図り、胸襟を開いて話し合うことができる関係性をさらに高めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

市長の心強いご答弁をありがとうございました。

今、山鹿市が抱える将来ビジョンの中で独自で走るという路線であります。しっかとですね、かじ取りを市長にお任せをしながら職員一同、一つになって市民の負託にこたえる事業展開が進みますようにお願いをしまして、質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号の人権擁護委員の推薦については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これ

にご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２、委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第85号を除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時29分　散会

～～～

９月２０日(金曜日)

平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成25年９月20日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第76号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第77号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第78号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第79号　山鹿市学校施設整備基金条例
議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）
議案第81号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第82号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第83号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第84号　工事請負契約の締結について
議案第85号　人権擁護委員の推薦について
認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成24年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成24年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成24年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成24年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成24年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成24年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
請願第１号　「年金2.5％削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書
陳情第２号　新たなテニスコート設置を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　特別委員会の設置について（議会の活性化に関する特別委員会）

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第76号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第77号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第78号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市学校施設整備基金条例

議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）

議案第81号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第82号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第83号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第84号　工事請負契約の締結について

議案第85号　人権擁護委員の推薦について

認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成24年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成24年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成24年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第11号　平成24年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第12号　平成24年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第13号　平成24年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

請願第１号　「年金2.5％削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書

陳情第２号　新たなテニスコート設置を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　特別委員会の設置について（議会の活性化に関する特別委員会）

日程追加

第３　議員提出議案第1号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

意見書案第1号　ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

意見書案第2号　地方税財源の充実確保を求める意見書

意見書案第3号　「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原弘文君
水道局長	宮本稔君
職員課長	阿蘇品貴司君
市民課長	前田泰秀君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
農業委員会事務局長	西田博之君

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第76号～議案第85号
認定第１号～認定第13号
請願第１号、陳情第２号

○議長（藤原　弘君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第76号から議案第84号、認定第１号から認定第13号、請願第１号、陳情第２号及び議案第85号の全案件を議題といたします。

○

議案第76号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第77号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第78号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第79号　山鹿市学校施設整備基金条例
議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）
議案第81号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第82号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第83号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第84号　工事請負契約の締結について
議案第85号　人権擁護委員の推薦について
認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成24年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成24年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成24年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成24年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成24年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成24年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
請願第１号　「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書
陳情第２号　新たなテニスコート設置を求める陳情書

○

○議長（藤原　弘君）

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

初めに、６月24日から26日にかけて実施いたしました行政視察についてご報告いたします。

まず、６月24日には、岐阜県海津市において「株式会社日本環境管理センターの汚泥リサイクル事業等について」、翌25日には岐阜県下呂市で「ホスピタリティー都市宣言事業」、並びに岐阜県高山市では、「空き店舗活用による中心市街地の活性化について」を研修いたしました。岐阜県海津市の株式会社日本環境管理センターでは、農業集落排水施設維持管理業務や公共下水道施設維持管理業務、ペットボトルリサイクル業務など幅広い業務を行うとともに、有機性汚泥のリサイクル事業にも力を注がれており、その取り組みの内容について説明を受けました。特に、有機性汚泥のリサイクルについては、地域から排出された農業集落排水汚泥及び下水道汚泥を乾燥・炭化処理し、汚泥肥料として農地に還元することも目的とされており、この肥料を使った作物の栽培実験が隣接の農地で行われ、海津市の独居老人の弁当サービスの食材となっているなどの取り組みが紹介されました。

下呂市では、「観光立市」を目標に掲げ、下呂市観光計画が制定されており、そのコンセプトの一つとして「ホスピタリティー都市宣言」がなされております。「ホスピタリティー都市宣言」とは、観光都市としては当たり前のこととして、おもてなしの心を内外に向けて発信しようという宣言であり、市民の共通認識として定着させるねらいがあるとのことです。この取り組みにより、高校生が体験学習として地元の旅館等で職場体験をしたり、保護者と共同でサミットを開くなど、少しずつではあるが市民にも浸透してきているということでした。いずれにしても、観

光客の誘致というのは行政だけではできないことも多く、農業・商工業・観光業の連携を強化し、官民一体となって取り組んでいく必要があると実感いたしました。

次の高山市では、「空き店舗活用による中心市街地の活性化」についての説明を受けました。既に策定済みの「高山市中心市街地活性化基本計画」には、「まちなか居住促進プロジェクト」や「空き家・空き店舗活用プロジェクト」など、16のプロジェクトに78の事業が総合的に組み込まれており、これら事業の一体的展開により、徐々にではありますが、空き店舗の解消やまちなかのにぎわいの創出が図られつつあるとのことでした。その後、高山市の中心市街地を視察いたしましたが、歴史的町並みの保存・再生を目的に伝統的建造物群保存地区など中心市街地の計画区域を広い範囲で設定されるなど、さまざまな取り組みが行われていました。このような高山市における多彩な事業展開を参考に、本市に合った中心市街地の活性化に対する取り組みをさらに推進していくことが必要であると感じました。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案２件、認定９件についてご報告いたします。

去る９月12日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案審査に先立ち、「山鹿温泉プラザ」、「山鹿東部工業団地」及び「水辺プラザかもと」の現地調査を行いました。現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開し、最初に建設部、環境部所管の議案を、その後、農林部、商工観光部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号　工事請負契約の締結について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成24年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成24年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成24年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成24年度山鹿市水道事業会計決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号　平成24年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

福祉厚生常任委員会の９月定例会の委員会審査及び８月に行いました委員会行政視察についてのご報告をいたします。

最初に、委員会行政視察についてご報告をいたします。福祉厚生委員６名、執行部から市民福祉部長、市民医療センター事務部長、事務局職員の合計９名で、８月21日から23日の３日間、石川県加賀市、富山県富山市の行政視察等を行いました。

まず、８月21日加賀市役所を訪問し、地域密着型介護サービスの取り組みについて説明を受けました。加賀市の状況は、高齢者数２万714人、高齢化率28.9％、要介護認定者数3687人、うち要支援1116人、要介護2571人、介護保険料月額5550円、日常生活圏域は７圏域、地域包括支援センターは直営で１カ所でありました。「高齢者が要介護状態になっても、地域や家族と離れずに暮らすための支援を行うものでなければならないこと」などをサービス基盤整備の方針とし、地域密着型サービス整備では地域住民への説明会、地域住民が出入りしやすい設計、学童クラブや地域交流スペースの併設などを実施しているということでありました。加賀市の地域密着型介護サービスの現状説明を聞いた後、小規模特別養護老人ホームに学童クラブが併設されている、「ちょくし」の現地調査を行いました。「ちょくし」では、開設前の取り組み、建築補助金、理念、職員配置、利用者状況等について説明を受け、学童クラブなどの課題をお聞きすることができました。

８月22日は「とやまこどもプラザ」を訪問し、子ども図書館及び子育て支援センターの担当者から施設の取り組み等について説明を受け、「とやまこどもプラザ」は、子育て支援の拠点施設として、子ども図書館と子育て支援センターの機能をあ

わせ持った施設として、平成25年３月23日に開設されております。子ども図書館は、子どもが自由に本を読みながら過ごせるような工夫をたくさん見ることができましたし、子育て支援センターは乳幼児とその親などが気軽に集い、交流できる場となっており、子育ての悩みを相談できる相談室等が充実しておりました。また、事業として、24時間子育て相談電話対応事業、子育てセミナーや親学講座、子育て支援隊活動、ファミリーサポートセンター養成講座などに取り組んでおられました。子どもが気軽に集えて本に親しむための工夫や、子どもが楽しく遊べるような施設で、大変参考になる施設であったと思います。

８月23日はＮＰＯ法人「ふるさとのあかり」を訪問し、富山型デイサービスについて説明を受けました。富山型デイサービスとは、お年寄りの施設と障害者の施設を分けるのではなく、お年寄りが障害者も子どもも、いろんな人たちが一緒に楽しく過ごすデイサービスであります。また、大きい施設ではなく、民家を改装して実施するなど、地域と密着した施設となっているところに特徴があります。施設からのお話では、障害児をおばあちゃんおじいちゃんたちが世話をされ自分たちが元気になっておるということと、統合失調症の方を受け入れてくれるところがなく施設で受け入れていることなど、現場でしかわからないさまざまな現状をお聞きすることができました。一番よいことは、お年寄りも障害者もいろんな人が働ける場があることだともおっしゃっておられました。本市の介護保険事業を推進する上でも非常に参考になる施設でありました。

次に、本定例会で当委員会に付託されました議案６件、認定５件、請願１件についてご報告いたします。

去る９月13日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第77号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成24年度山鹿市病院事業会計決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

請願第１号　「年金2.5％削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書。挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

初めに、８月20日から22日にかけて、石川県輪島市及び金沢市、並びに富山県射水市を対象に行政視察を行いましたので、その結果について報告いたします。

輪島市では、ＮＰＯ法人やすらぎの里「金蔵学校」の活動を、射水市では、ごみ処理施設「クリーンピア射水」の管理・運営状況を、また、金沢市では、「金沢職人大学校」の取り組みを、それぞれ現地に赴き調査をいたしました。

最初の視察地である金蔵学校の取り組みは、平成13年度の知事表彰に続き、平成20年度には、「過疎地域自立活性化優良事例」として総務大臣表彰を受賞するなど、その活動は過疎地における「村おこしの実践事例」として、全国的に高い評価を得ております。講義では、これまで10年余りに及び、金蔵学校が取り組んできたさまざまな実践活動の紹介とその成果や課題などについて詳しく話を聞くことができ、本市の重点施策の一つでもあります過疎対策並びに定住促進を図る上で大変参考になりました。

次に、２カ所目の視察地、ごみ焼却施設「クリーンピア射水」では、所長から概

要紹介に続き、周辺地域の生活環境の保全状況や施設の管理・運営全般について詳しく説明を受けた後、稼働中の「ごみピット」や「プラットホーム」など処理棟の主要設備を見学することができ、これから本市の廃棄物処理施設の建設計画を進める上で大変参考になりました。

最後に、３カ所目の視察地である公益社団法人「金沢職人大学校」では、大学校の設置目的や運営方針等について説明を受けた後、「石工科」、「左官科」、「瓦科」など本科９科の各実習室を見学し調査を終えました。原則、30歳から50歳の熟年職人を対象に、大学校が実施する専攻過程は、金沢が誇る伝統的で高度な職人技の伝承と各分野の人材育成などに大変寄与していることから、このたびの視察は、本市における「八千代座」を初めとする伝統的建造物の修復・保存技術の伝承や、灯籠師のたくみの技を継承する上で大変有益なものとなりました。

続きまして、本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案３件、認定１件、陳情１件であります。

去る９月17日、午前10時から本庁３階会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案審査に先立ち、現地調査を行いました。調査先は、「山鹿東部工業団地」、「山鹿小学校」及び「山鹿市民スポーツセンター」の３カ所といたしました。

最初に「東部工業団地」では、担当課長より企業誘致対策事業として、今後、取得しようとする工場用地の概要等について説明を受けました。

次に、４月に統合校として開校いたしました新生「山鹿小学校」を視察いたしました。初めに小原校長より学校経営方針等について話を聞いた後、担当課より新築工事の経過概要について説明を受けました。校内の巡回視察では、各教室を初め音楽室、体育館及び図書館など新校舎の新築状況を見学いたしました。

最後の調査地「市民スポーツセンター」では、最初に教育委員会より、テニスコートの概況及び利用状況等について説明を受けた後、環境部からは、現段階における「廃棄物処理施設の建設計画」の概要について説明を受け調査を終えました。

帰庁後は、午後１時15分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告いたします。

議案第76号　山鹿市税条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号　山鹿市学校施設整備基金条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成24年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について。原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第２号　新たなテニスコート設置を求める陳情書。採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第76号から議案第79号までの４案件を一括採決いたします。議案第76号から議案第79号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号から議案第83号までの４案件を一括採決いたします。議案第80号から議案第83号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号から認定第13号までの12案件を一括採決いたします。認定第２号から認定第13号までの12案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、12案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、請願第１号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。請願第１号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。

次に、陳情第２号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は採択することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　特別委員会の設置について（議会の活性化に関する特別委員会）

○議長（藤原　弘君）

日程第２、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会の活性化に関する調査の件については、６人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思います。なお、この特別委員会は、調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うこととすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議会の活性化に関する調査の件ついては、６人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託の上、調査の期限を本調査が終了するまで、閉会中もなお調査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、丸山　寛治君、太田黒　鐵郎君、永田　紘二君、池田　誠一君、芹川　正美君、服部　香代君、以上６人を指名いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました６人の諸君を、議会活性化特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による特別委員会を招集いたします。休憩中、直ちに特別委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は会議室といたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時30分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時41分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会活性化特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

委員長、太田黒　鐵郎君、副委員長、芹川　正美君。

以上のとおりであります。

ただいま、議員提出議案１件、意見書案３件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（藤原　弘君）

お諮りいたします。

この際、議員提出議案１件、意見書案３件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案１件、意見書案３件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程追加

日程第３　議員提出議案第1号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

意見書案第1号　ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

意見書案第2号　地方税財源の充実確保を求める意見書

意見書案第3号　「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

日程第３、直ちに一括議題といたします。

議員提出議案第１号について、提案理由の説明を求めます。提出者、藤原　豊君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

おはようございます。

議員提出議案第１号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。

このたびの改正は、今回新たに山鹿市議会広報委員会を地方自治法第100条第12項に規定する「協議等の場」として位置づけるものであります。附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

次に、意見書案３件について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意 見 書 案 第 1 号

平成25年９月20日提出

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　藤　原　　豊
賛成者
山鹿市議会議員　横　手　啓　介
山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児
山鹿市議会議員　太田黒　鐵　郎
山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎
山鹿市議会議員　永　田　　健

山鹿市議会議長　藤　原　　弘　様

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、今国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5000平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務づけられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところであるが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠である。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとよ

り、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって、国は、温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期間を延長すること及び耐震診断結果の公表を猶予するなど、特段の配慮がなされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年９月20日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　安倍　晋三　様
国土交通大臣　太田　昭宏　様
衆議院議長　伊吹　文明　様
参議院議長　山崎　正昭　様
観光庁長官　久保　成人　様

意見書案第２号
平成25年９月20日提出

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　藤原　豊
賛成者
山鹿市議会議員　横手　啓介
山鹿市議会議員　寺崎　勇児
山鹿市議会議員　太田黒　鐵郎
山鹿市議会議員　冨丸　洋一郎
山鹿市議会議員　永田　健

山鹿市議会議長　藤原　弘　様

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳し

い状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

１．地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

（１）地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

（２）特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

（３）財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

（４）依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

（５）地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

２．地方税源の充実確保等について

（１）地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「５：５」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

（２）個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

（３）固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

（４）法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

（５）自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

（６）ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていること

から、現行制度を堅持すること。

（７）地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年９月20日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　安倍　晋三　様
財務大臣　麻生　太郎　様
総務大臣　新藤　義孝　様
内閣官房長官　菅　義偉　様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）　甘利　明　様

意見書案第３号

平成25年９月20日提出

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　藤原　豊
賛成者
山鹿市議会議員　横手　啓介
山鹿市議会議員　寺崎　勇児
山鹿市議会議員　太田黒　鐵郎
山鹿市議会議員　冨丸　洋一郎
山鹿市議会議員　永田　健

山鹿市議会議長　藤原　弘　様

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8％を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途はＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年９月20日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　安倍　晋三　様
財務大臣　麻生　太郎　様
総務大臣　新藤　義孝　様
農林水産大臣　林　　芳正　様
環境大臣　石原　伸晃　様
経済産業大臣　茂木　敏充　様
衆議院議長　伊吹　文明　様

参議院議長　山崎　正昭　様

○議長（藤原　弘君）

意見書案第１号から意見書案第３号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、藤原　豊君、ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

この際、提案審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時11分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております全案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議員提出議案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第２号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第３号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

閉　会

○議長（藤原　弘君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成25年（第４回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前11時13分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**藤　原　　弘**

山鹿市議会議員　**芹　川　正　美**

山鹿市議会議員　**北　原　昭　三**